点検・評価報告書

川崎市立看護短期大学

「点検・評価報告書」　目　次

目　次　――1
序　章　――5

本　章　――7
第一章　理念・目的
1　現状の説明　――7
（1）短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。
（2）短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員に周知し、社会に公表しているか。
（3）短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証しているか。
2　点検・評価　――8
3　将来に向けた発展方策　――9
4　根拠資料　――10

第２章　教育研究組織　――11
1　現状の説明　――11
（1）短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。
（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証しているか。
2　点検・評価　――13
3　将来に向けた発展方策　――13
4　根拠資料　――14

第３章　教員・教員組織　――15
1　現状の説明　――15
（1）短期大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。
（2）学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を準備しているか。
（3）教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか。
（4）教員の資質向上を図るための方策を講じているか。
2　点検・評価　――21
3　将来に向けた発展方策　――22
4　根拠資料　――23

第４章　教育内容・方法・成果　――24
第１節　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
1　現状の説明　――24
（1）教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。
（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

（３）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を
短期大学構成員に周知し、社会に公表しているか。
（４）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の
適切性について定期的に検証を行っているか。
２　点検・評価　――30
３　将来に向けた発展方策　――30
４　根拠資料　――30

第２節　教育課程・教育内容　――31
１　現状の説明　――31
（１）教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、
教育課程を体系的に編成しているか。
（２）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい
教育内容を提供しているか。
２　点検・評価　――31
３　将来に向けた発展方策　――32
４　根拠資料　――33

第３節　教育方法　――33
１　現状の説明　――33
（１）教育方法及び学習指導を適切に行っているか。
（２）シラバスに基づいて授業を展開しているか。
（３）成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

２　点検・評価　――36
３　将来に向けた発展方策　――37
４　根拠資料　――37

第４節　成果　――37
１　現状の説明　――37
（１）教育目標に沿った成果が上がっているか。
（２）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を
教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。
（３）学位授与（卒業認定）を適切に行っているか。
２　点検・評価　――39
３　将来に向けた発展方策　――40
４　根拠資料　――40

第５章　学生の受け入れ　――41
１　現状の説明　――41

（１）学生の受け入れ方針を明示しているか。
（２）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。
（３）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか。
（４）学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。
２　点検・評価　――44
３　将来に向けた発展方策　――45
４　根拠資料　――46

第６章　学生支援　――47
１　現状の説明　――47
（１）学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。
（２）学生への修学支援を適切に行っているか。
（３）学生の生活支援を適切に行っているか。
（４）学生の進路支援を適切に行っているか。
２　点検・評価　――51
３　将来に向けた発展方策　――53
４　根拠資料　――53

第７章　教育研究等環境　――55
１　現状の説明　――55
（１）教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。
（２）十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。
（３）図書館、学術情報サービスは十分機能しているか。
（４）教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。
（５）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。
２　点検・評価　――59
３　将来に向けた発展方策　――60
４　根拠資料　――61

第８章　社会連携・地域貢献　――63
１　現状の説明　――63
（１）社会との連携・協力に関する方針を定めているか。
（２）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。
２　点検・評価　――68
３　将来に向けた発展方策　――68
４　根拠資料　――69

第９章　管理運営・財務　――70
第１節　管理運営
１　現状の説明　――70
（１）短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。
（２）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。
（３）短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。
（４）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。
２　点検・評価　――72
３　将来に向けた発展方策　――72
４　根拠資料　――72

第２節　財務　――74
１　現状の説明　――74
（１）教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。
（２）予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
２　点検・評価　――74
３　将来に向けた発展方策　――75
４　根拠資料　――75

第 10 章　内部質保証　――76
１　現状の説明　――76
（１）短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する責任をはたしているか。
（２）内部質保証に関するシステムを整備しているか。
（３）内部質保証システムを適切に機能させているか。
２　点検・評価　――79
３　将来に向けた発展方策　――79
４　根拠資料　――80

第 11 章　特色ある取り組み　――81
１　現状の説明　――81
２　点検・評価　――82
３　将来に向けた発展方策　――82
４　根拠資料　――82

終　章　――83

序章

川崎市立看護短期大学学長　　美田　誠二

本学は平成 7 年 4 月、川崎市唯一の公立短期大学として「看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与しうる有能な人材を育成する」ことを目的として、前身の川崎市立高等看護学院(昭和 39 年 4 月開学)・川崎市立看護専門学校(平成 4 年 4 月名称変更)を発展的に解消し、新たに設立された。看護学科単科の 1 学年定員 80 人・3 年制で構成され、平成 10 年 3 月以来、1132 人の卒業生を輩出している。

設立時における教育研究活動の基本方針・教育理念、教育目標は、開学後も最新の医療・教育状況の動向を常に視野に入れ改善に向けた見直しがなされてきた。文部科学省・厚生労働省からの看護師養成機関等への勧告内容等も踏まえ、平成 17 年 4 月、新たな教育理念・教育目標を策定し、新しい教育課程による授業を開始した。さらに平成 19 年度の保健師助産師看護師法に基づく保健師助産師学校養成所指定規則の改正、厚生労働省「看護基礎教育の充実に関する検討会」が提示した卒業時の看護実践能力の到達度の保証、などを鑑みて本学はカリキュラム検討委員会を主体に議論・検討を重ねた。その成果は平成 21 年 4 月、新教育理念・目標の立ち上げ、新教育課程による授業展開に反映されて現在に至っている。

本学における自己点検・評価は、学則第 11 章第 48 条で自己評価委員会の設置を謳い、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものと明記した。平成 10 年度には自己評価委員会規程が制定され,平成 11 年 4 月に第 1 期自己評価委員会が発足した。開学以来 6 年間の歩みと現状についての自己点検・評価活動が実施され、その結果は平成 13 年 12 月に「自己点検・評価報告書―現状の報告―」として刊行・公表された。以後 2 年ごとに自己点検・評価報告書を定期的に発行(計 6 巻)、現在に至っている。

こうした中、平成 18 年度に本学は独立行政法人「大学評価学位授与機構」による外部評価を受審し、「短期大学評価基準を満たしている」との認証評価結果を得ることができた。この認証評価結果では、本学の主な優れた点として、「自己評価委員会の活動の一環として、学長・助手を除く教員が、卒業生の就職先や実習施設を訪問し、関係者及び卒業生から意見を聴取することにより、短期大学が学生に身につけさせようとする学力、資質、能力の達成状況を把握し、教育内容や学生指導の改善を図っている」、「学生が常時使用できる環境として、グループワークコーナー等が整備され、自主的学習環境として効果的に利用されている。」、「独自の奨学金である川崎市立看護短期大学奨学金を設けている」ことが挙げられた。一方で、主な改善を要する点として、「看護実践能力を育成する看護学科に必要な専任教員は確保されているが、平成 15 年度以降の 3 年間に常勤の教員総数のほぼ 6 割が転出しており、その補充は行われているものの、転出の事由は別として、継続的な教育研究の実施に向けた基盤の確立のためにさらなる努力が必要である」、「教員の採用や昇任における教育上の指導能力の評価方法等については、必ずしも十分とは言えない」、「各学年において必要単位未修得者数が多い状況に対する対策が十分とは言えない」ことが挙げられた。

これらの評価・指摘に対して、本学は自己評価委員会ならびに学長をリーダーとする企画運営会議･教授会を中心に全学的に情報共有､共通認識を持って改善に向け取り組んできたところである。教員の異動(定年退職を除く)に関しては、平成 20 年度以降の 5 年間で計 12 人(うち助教 6 人)・常勤教員の 40%にとどまり、継続性を維持した教育研究が実施されている。教員の採用・昇任に関しては、平成 23 年度から従来の評価の視点に新たに学生教育力、意欲･適性、他教職員との連携、アピールポイント等を盛り込んだ新審査票により評価点を付与する方式とした。職位に応じた教育指導力・教育研究への抱負等を評価するため昇任審査では自己アピール・プレゼンテーションを必須とした。今後は採用審査でも適宜導入して客観的かつ適切な評価方法を確立していきたい。学生の必要単位未修得者への対応に関しては、履修規程 10 条(進級等)の見直しを行った。すなわち進級して新たな科目を履修する機会を与えつつ、再履修を要する科目の確実な勉学機会を確保する観点から進級要件を変更し、必修科目の不合格科目が 2 科目以内(平成 19 年度～平成 22 年度入学生)、1 科目以内(平成 23 年度入学生～)には進級の可能性を残した。必要単位未修得者数は年度により変動がみられているが、より重視すべきは学生の教育環境の確保、学力の定着を図ることと認識している。

本学が社会の評価に耐えうる短期大学として、また、地域社会に積極的に貢献し,市民に信頼される短期大学として発展していくためには、教育・研究・地域貢献等の面で改善・解決すべき課題がある。今後さらに本学の独自性と特色を発揮できるようしていくことが求められている。

今回の外部評価結果を真摯に受け止めることにより、これまでの本学のあり方や自己点検・評価活動などを見直すとともに、より良い方向へＰＤＣＡサイクルを回していくための力強い一歩として、教職員一丸となって本学の使命を果たすべく努力していきたいと念じている。

第１章　理念・目的

１．現状の説明

(1)　短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。

本学の前身は､昭和 39 年 4 月に市民の健康保持と増進の役割を担う市立病院への期待や市内の看護師充足のために設立した川崎市立高等看護学院（平成 4 年 4 月川崎市立看護専門学校に改称）である。平成 5 年、21 世紀第 1 四半世紀を見据えた川崎市都市づくり構想『川崎新時代 2010 プラン』が策定され、地域の特性に応じた適正なサービス供給体制に向けた施策の｢生涯福祉都市づくり｣の基本計画として本学の設立があげられた。

本学は、今日の急速な高齢社会化の到来や保健・医療・福祉サービスへのニーズの高まりに対応した市立病院の整備充実・医療技術者の確保、特に看護師の確保・資質向上を図ることを目指し、川崎市立看護専門学校の発展的な解消から川崎市唯一の公立看護系短期大学として､｢看護に関する高度の知識および技術について教授研究し、あわせて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与しうる有能な人材を育成する｣を設置目的(資料１－１)に、平成 7 年 4 月に設立された。

開学時、本学の特色として〈1〉幅広い視野と豊かな人間性の育成〈2〉判断力と研究的態度を備えた看護実践者の育成〈3〉国際化への対応〈4〉地域に開かれた大学の実現の 4 つ(資料１－２)をあげ、教育理念・教育目標を決定した。その後、医療情勢の変化に対応した改善に向け、平成 12 年度から教育課程の検討、見直しを開始し、平成 15 年 3 月の厚生労働省・文部科学省の看護師等養成機関への勧告内容（社会における医療情勢の著しい変化に対応できる看護の実践に即した技術教育の充実）を踏まえた新たな教育理念・教育目標を策定して、平成 17 年 4 月から新教育課程による授業を開始した。さらに、平成 19 年度に保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）にもとづく保健師助産師学校養成所指定規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）(以下、指定規則）の改正に伴い、同年 3 月の厚生労働省「看護基礎教育の充実に関する検討会」が示した指定規則に追加すべき内容（卒業時の看護実践能力の到達度の保証）に照らして、再度、教育理念・教育目標および教育課程をみなおして部分的に修正変更し(資料１－３　p. 1)、加えて学生が教育を受ける過程で自分の到達像を発展段階的に把握し易いように各学年の到達目標を構築し（資料１－４　p. 2-3)、平成 21 年 4 月から現行の教育課程による授業を開始した（資料１－５)。

本学の教育理念の骨子は、専門的知識に基づいた的確な判断力・健康支援のための看護実践力を有すること、生涯にわたり専門性を追究すること、看護師として将来必要な能力の育成であることである。これは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 108 条第 1 項「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすること」に対応しており、教育理念として適切な設定であると考えられる。

（２）　短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員に周知し、社会に公表しているか。

本学の設置目的は、川崎市立看護短期大学設置認可申請書に記載してある「設置の趣

旨」（資料１－６）を踏まえて学則第 1 条「目的」（資料１－７）として定め、開学以来、HANDBOOK OF COLLEGE LIFE（学校便覧・シラバスの合冊；以下、学生ハンドブック）（資料１－８）、年報（資料１－９）、自己点検・評価報告書（資料１－10）、などに明示するとともに、短期大学構成員、社会に向けて公表している。学生に対しては、毎年度刷新される学生ハンドブックの１ページ目「本学の概要」の第１項目（設置目的・教育理念・教育目標）を用い、新入生・在学生新年度オリエンテーションの各学年セッションで新年度ごとに周知を行っている。なお、同オリエンテーションの全体セッションでは全教員も出席して「学長の話」・「学科長の話」（各 15 分）を設け、本学の目的を含め、学長、学科長が直接講話している（資料１－11）。また、教員に対しては定期的に開催される教授会で議題に呈して相互確認、周知を行い、新採用職員に対しては学科長から本学の設置目的・教育理念・教育目標・各学年の到達度について教育課程の全体構造を踏まえて説明している。実習施設に対しては、学生ハンドブックを配布して周知を図っており、主な実習施設には毎年度に実習全体打ち合わせ会を開催して確認、周知を図っている。また、本学ホームページ（資料１－12）にも掲載して社会に広く公表している。さらに、市内・近郊高等学校への訪問時及び学外入学試験相談会・オープンキャンパスへの参加者・入学希望者に対しては大学案内（資料１－13）を配布して教育理念・教育目標などの説明を随時行っている。とくに、オープンキャンパスでは設置目的・教育理念などについて合同説明会として直接の講話を行い、その結果、終了後アンケートでは「わかりやすかった」という意見を多く概ね好評であった（資料１－14）。

（３） 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証しているか。

平成 21 年度に修正変更した教育理念・教育目標の内容は、平成 19 年 3 月厚生労働省の「看護基礎教育の充実に関する検討会」が示した卒業時の看護実践能力の保証に対応させたものであり、本学は主体性をもって行動できる人材の育成に焦点をあてて教育課程に反映させている。教育理念・教育目標の検証において定期的な見直しは行っていないが、看護実践能力の教育評価として、卒業時のみならず在学時における学習過程（認知領域・実習）の評価、卒業生が就職した施設への訪問による状況把握、および非常勤講師会・実習施設連絡会議内での意見交換などが適切性の検証になっていると捉えられる。

また、現行の教育理念・教育目標および教育課程による授業は平成 21 年 4 月からの開始であり、平成 24 年 3 月の卒業生をもって修学期間の 3 年間を一巡して完成年度を迎えたところである。本認証評価も現行教育課程の完成年度における適切性の検証になっている。

２．点検・評価

①効果が上がっている事項

本学の教育理念・教育目標は、学校教育法に基づいた内容になっている。これらの教育理念・教育目標は、年報、自己点検・評価報告書、および大学案内や本学ホームページを通して広く社会に公表されている。また、学則、学生ハンドブックによって設置目的・教育理念・教育目標が明記され、教職員や学生への周知に努めている。

本学の卒業生の大部分（平成 23 年度 87%）が看護師として就職し第一線で活躍している事実、および川崎市内に就職している卒業生が多い（平成 23 年度 53%）（資料１－15 p. 11）ことは、設置目的にもとづく教育理念・教育目標が周知されていることが検証された一結果であると捉えることができる。

②改善すべき事項

本学の教育理念は、教職員や学生に広く浸透していると思われる。だが、地域住民の理解度については、客観的評価に値する情報が乏しく、地域住民および社会一般に広く浸透しているとは言いきれないので、さらなる努力・工夫が必要である。また、教育理念の適切性を定期的に検証する体制が整備されているとは言い難いため今後の改善が必要であると考えられる。

３．将来に向けた発展・方策

①効果があがっている事項

本学の教育理念、教育目標については、現時点で変更の予定はない。しかし、国内の医療情勢、看護教育の状況などから四年制大学へ移行(以下、4 大化）すべきとの意見がある。その場合、本学の設置者である川崎市民、及びその代表者である川崎市長、川崎市議会の理解と支援が必要である。その端緒として、平成 21 年 3 月に庁外の有識者を委員とした「川崎市看護短期大学あり方検討会」が設置された。平成 22 年 3 月に「川崎市において、今後求められてくる高度・専門的な医療に対応できる看護師の養成とこれら人材確保のための高等教育機関としての看護大学の必要性及び当短期大学のおかれている状況や今後担うべき役割を検討し、川崎市立看護短期大学を大学とすることが望ましい」という報告がなされた。同委員会の報告では、併せて「当短期大学の大学への再編整備は、現在の川崎市内の看護人材養成体制に少なからず影響を与えることとなるため､川崎市全体の看護職の養成や確保の考え方の整理､看護人材養成体制の見直しも、あわせて行っていくことが必要である」（資料１－16）とされている。

学内では、平成 24 年 2 月 1 日に企画運営会議による『川崎市看護短期大学局内検討会議（中間まとめ)』を作成した。当会議では、大学化への前提課題である「看護人材確保」を踏まえ、①国、県、市内での看護職需要の把握、②市内外の看護師養成教育機関の実態把握、③市内関係機関・団体等の取組の把握などを検証のうえ、④４年制大学移行の場合の具体的課題の整理等から川崎市立看護短期大学のあり方を検討していくこととしている(資料１－17)。

②改善すべき事項

短期大学の設立目的・教育理念・教育目標を社会に広く浸透させていくためには、具体的な成果（目的の達成度）を追及しながら、社会に広く認められるように、生涯学習講座や市民公開講座を今後さらに充実させて、地域住民との交流を促進させていくことが必要である。また、4 大化に向けては、国内の看護系学部が増え続けている現状を受け、少子化への対策、大学の独自性の追求など長期的な視野をもっての検討が必要であると考えられる。

４．根拠資料

１－１　川崎市立看護短期大学設置認可申請書　設置目的

１－２　川崎市立看護短期大学設置認可申請書　大学の特色

１－３　2012（平成24)年度 HANDBOOK OF COLLEGE LIFE

１－４　2012（平成24)年度 HANDBOOK OF COLLEGE LIFE（既出１－３）

１－５　2009(平成21)年度 学則（教育課程）変更承認申請書類

１－６　川崎市立看護短期大学設置認可申請書　設置の趣旨

１－７　川崎市立看護短期大学学則

１－８　2012（平成24)年度 HANDBOOK OF COLLEGE LIFE（既出１－３）

１－９　2010（平成22)年度 年報 設置目的

１－10　自己点検・評価報告書　2009(平成21)・2010(平成22)年度　設置目的

１－11　2012（平成24)年度　オリエンテーション日程および会場　設置目的

１－12　設置目的　（大学ホームページ
http://www.kawasaki-nursing-c.ac.jp/home/hp/teacher/mokuteki.htm)

１－13　2012（平成24)年度　学校案内　教育理念・教育目標

１－14　教育理念・教育目標　2012オープンキャンパス　受付票・アンケート結果集計

１－15　2012（平成24)年度 学校案内　就職状況（既出１－13)

１－16　四年制大学化　川崎市看護短期大学あり方検討委員会

１－17　四年制大学化　川崎市看護短期大学局内検討会議

第２章　教育研究組織

１．現状の説明

(1)　短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、看護学科で構成される単科の短期大学であり、川崎市立看護短期大学学則第1 条「目的」に掲げている「看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与し得る有能な人材を育成すること」の設置目的と直接的に対応している（資料２－１　p. ５）。

平成 7 年開設以後、医療情勢の変化に合わせて、教育理念・教育目標および教育課程の改正を 2 回（平成 17 年、平成 21 年）行った。開設時の教育課程は、設置目的にある「豊かな教養と人格」の育成に焦点を当て、総合教養科目（12 科目）及び看護基礎科目の枠内にも哲学、経済学、法学、現代都市論など 12 科目の選択科目を設け、豊富な教養科目の設定を特徴とした(資料２－２　p. 16-17)。その後、医療の高度化、多様化から看護基礎教育卒業時における看護実践力の保証が国内で重要視され、本学も設置目的に掲げている「保健医療の向上に寄与し得る有能な人材」の育成の強化に取り組み、教育理念・教育目標及び教育課程の発展的改正を行った。具体的には、１回目の改正で看護実践力の基礎である専門基礎科目の単位数を増やし、２回目の改正では看護実践力の本学の捉え方を「主体性をもって行動できる」こととして教員間で共有し、自ら学び続ける基礎的能力の育成を具体的に展開できる教育課程とした。教育課程の枠組み（区分）を『人間理解の基礎』『人間と健康』『基礎看護』『発達段階・状況に応じた看護』『看護の統合』『臨地実習』の 6 区分として、『人間理解の基礎』15 科目 14 単位（うち 3 単位が選択）では豊富な教養科目という開設時の特徴を残し、同時に専門的知識に基づく科学的思考の素地作りにつながるように、基礎的知識や看護学の土台科目を早期に学習し、その上に看護専門科目が段階的に学べるように、学習進度やバランスを考慮した科目編成とした。さらには、教育理念にある「主体性をもって行動できる」人材の育成に対応させるべく、3 年次科目として学生個々が自由にテーマを選択し、看護の統合を図る授業科目を組み入れた(資料２－３　p. 8-9)。

教育理念・教育目標を達成するための職員組織は、開学時文部省との協議によって定数 30 人に設定され、その後川崎市健康福祉局ならびに総務局と協議を行い、職務別定数は表２－１のとおりとなった。本学は基本的に学科目制を敷いているが、看護系教員については専門分野を尊重し、基礎看護、成人看護、精神看護、在宅看護、老年看護、母性看護、小児看護の７領域で構成している。その一方で、領域を超えた教育的工夫もなされ全員で看護の基礎的教育科目にも関わる協力体制が敷かれている。

表２－１　川崎市立看護短期大学職務(職位)別定数（人）

学長	教授	准教授	講師	助教・助手	合計
1	6	9	5	9	３０

大学組織を役割・機能別でみると、教育活動に係わる事項を含め本学の重要事項を審

議する教授会、教授会の下部組織である５委員会（教務委員会・入学試験委員会・実習調整委員会・学生委員会・図書委員会)、学長直属組織として企画運営会議・自己評価委員会・研究倫理審査委員会・保健会議で構成し、さらに企画運営会議の下部組織として個人情報保護管理委員会・情報システム運用委員会・生涯学習支援室を設置している（資料２－４ p.1)。教授会は、学科及び教育研究組織の制定・改廃、教員人事、予算、教育課程の編成・履修、学生の入学・退学・休学並びに卒業、厚生補導・身分等について審議し、最高の意思決定機関として開催される（平成 23 年度は 15 回、うち臨時教授会 4 回)。各委員会・会議は教授会を中心にして配置し、それぞれが関連規則にある所掌事項に基づいて活動している。委員会は教授会で活動内容を報告し、全教職員間で情報を共有化して相互連携を図るなど効果的な大学運営ができるように連動している。平成 23 年度の会議開催状況は、教授会の下部組織である教務委員会が 18 回(うち臨時委員会 7 回)、入学試験委員会が 23 回（うち臨時委員会１回)、実習調整委員会が 12 回であり、学長直属組織では企画運営会議が 12 回、保健会議が 2 回などである。

研究に関する組織的な取り組みとしては、平成 7 年本学開設以来、川崎市立看護短期大学紀要及び年報に当該年度の教員の研究成果を掲載しており、研究活動の概要については自己点検・評価報告書にも掲載し公表している。その多くが本学の教育理念、教育目標に沿った医療福祉に関連する内容であり、各教員が各専門領域、担当科目等につながるテーマを中心に研究活動を展開している。また、本学は設置目的に適合する研究に必要な経費（以下、教育研究費基礎的交付金）を交付しているが、平成 18 年度以後は、学術研究の奨励等を目的に、基礎研究費に加えて教育研究活動に対して特別研究費を新設し、審査によって特別研究費、課題研究費、奨励研究費、地域貢献・連携研究費、外部資金獲得研究費及び研究公開費等を採択している。その他、研究活動の推進に向けて平成 23 年度には研究倫理審査委員会を設置し、さらに同時期からランチョンミーティングとして若手研究者の研究成果の紹介等を行っている。

本学は附属研究所等のネットワーク型組織は開設していない。だが、公立公営の短期大学として、開設時より地域的役割を担うべく、研究生・聴講生制度の設置、公開講座や生涯学習支援講座の開催、図書館の開放を行っている。また、神奈川県立保健福祉大学実践教育センターの看護教育実習・実習指導実習や、川崎市内看護職に対する研究指導等の自己研鑽支援体制の整備を図り、川崎市看護協会等の協力も得つつ、地域における看護研究のセンター的役割を強めているところである。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証しているか。

教育課程や教育方法などを検討する委員会組織として教務委員会が配置され、関連会議・委員会と連携して短期大学としての規則に則り随時検討を行っている。学生の教科履修に関する指導に関しては、教務委員会が中心となって学生委員会、実習調整委員会など複数の委員会活動が相互に関連しあって教育活動を行い、随時検討を行うとともに、月１回の教授会、年２回の担任制会議、非常勤講師会、年１回の実習施設連絡会議を開催して検討を行っている。また、学則の規定にもとづき自己評価委員会を設置し、教育研究組織を検証する体制と責任を明確化している。さらに学生側からの教育評価システムとして、「学生による授業アンケート」を授業終了時に実施している。また、教員個々

からは、勤務評定委員会による評定面接の場で直接、意見の聞き取りを行っている。さらには、開学以来、年報、自己点検・評価報告書（２年毎発刊）を作成し、各種会議・委員会活動等を含む大学運営、教育・研究・社会活動の現状報告とその分析ならびに今後の課題・改善への取り組みを掲載し、次期の活動に反映させている。

２．点検・評価

①効果が上がっている事項

本学の学科構成は学則第 1 条に示される設置目的に対応しており、教育研究組織として適切である。現行の教育課程は平成 23 年度が完成年度であり、看護実践力の育成の強化を目指した教育課程の評価・検討が現在進められているところである。過去 3 年間の国家試験合格率は平均 92.2%で全国平均を 2 ポイント上回っており、実質的な教育研究活動の肯定的な成果として捉えられる。また、これまでの開講科目数、学生の科目履修申請状況等も概ね機能しており、教育研究組織として適切に展開される方向で整備が進んでいると判断される。

②改善すべき事項

本学の教育研究組織としての全体的な 3 年間の教育課程を見通した検証は、平成 21 年度改正カリキュラム完成年度の翌年となる平成 24 年度に進められているところであり、客観的な検証に値する情報の集約にいたっていない。教育研究組織の適切性を定期的に検証する体制として、現状は整備されているとは言い難く、今後の改善が必要と考える。引き続き実態を客観的に把握しながら慎重に検証していく必要がある。

３．将来に向けた発展・方策

①効果が上がっている事項

本学の教育研究組織は、現時点で変更の予定はない。しかし、国内の医療情勢、看護教育の状況などから 4 大化すべきとの意見がある。学内では、平成 24 年 2 月 1 日に本学企画運営会議による『川崎市看護短期大学局内検討会議（中間まとめ）』を作成した。当会議では、大学化への前提課題である「看護人材確保」を踏まえ、〈1〉国、県、市内での看護職需要の把握、〈2〉市内外の看護師要請教育機関の実態把握、〈3〉市内関係機関・団体等の取組の把握などを検証のうえ、〈4〉4 大化の場合の具体的課題の整理等から川崎市立看護短期大学のあり方及び教育研究組織体制を検討していく必要がある。

②改善すべき事項

短期大学の教員研究組織を活発化させていくためには、具体的な成果（目的の達成度）を追及しながら、社会に広く認められるように、生涯学習講座や市民公開講座を今後さらに充実させ、地域住民との交流を促進させていくことが必要である。また、国内の看護系学部及び看護系大学が増え続けている現状もあり、4 大化を視野に入れながら、少子化への対策、大学独自性の追求など長期的な視野をもって、地域に求められる本学の将来構想の検討が必要であると考える。

４．根拠資料

２－１　川崎市立看護短期大学学則（既出１－７）

２－２　1995（平成 7)年度 HANDBOOK OF COLLEGE LIFE

２－３　2012（平成 24)年度 HANDBOOK OF COLLEGE LIFE　（既出１－３）

２－４　川崎市立看護短期大学組織図

第３章　教員・教員組織

１．現状の説明

(1)　短期大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

本学は学校教育法、短期大学設置基準に則り条例（資料３－１ p.2-4）により設置され、設置目的に沿って、3 年制の看護学科単科(1 学年定員 80 人､3 学年合計 240 人規模)の短期大学として組織・編成されている（資料３－２ p.5)。

教員組織の編成は、設置目的に従い、学則で学長、教授、准教授、講師、助教等を置くほか、必要時に非常勤講師を置くことができるとし、また学長の補佐機関として学科長を置き教授をもって充てている（資料３－２ p.11)。教員定数については、本学所管の健康福祉局ならびに総務局の協議により、30 人とされ、職務(位)別定数も第 2 章の表２－1 に示すごとく規定されている。本学は看護学科単科で、看護専門分野の基礎、成人、精神、在宅、老年、母性、小児の７領域ならびに、それらの基礎・教養科目からなる人間理解、健康・病態生理等の分野から構成されている。編成の方針としては明文化されていないが、看護専門分野の重視（各領域は 3 人～6 人を確保）しつつ、基礎・教養分野とのバランスを図っている。

平成 18 年度実施短期大学機関別認証評価（大学評価・学位授与機構）においても「教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされている」との評価結果を受けている（資料３－３ p.10)。

本学は、教育理念として掲げる「生命の尊厳と人間理解を基盤とし、豊かな人間性を培う」ことと、「的確な判断力・看護実践能力を有し、主体性を持って行動できる人材を育成する」ことの融合をめざして、それを具現化できる教員を求めている。すなわち職位・領域等に関わらず共通に求める教員の能力・資質としては、幅広い教養と豊かな感性、並びに専門領域における知識・教育力、さらに看護系教員にあっては看護実践能力・指導力が求められる。教員選考に関しては、短期大学設置基準 23 条～25 条 2 等を踏まえた本学の教員選考基準があり、職位ごとの教員資格・要件が規定され、看護系教員の選考にあたっては看護教育歴・看護職としての職務経験歴を重視している（資料３－４ p.33)。

学長が平成 23 年度から新たに掲げた三つのスローガン、「入ってよかった大学」、「働いてよかった大学」、「在ってよかった大学」のうち、最初の「入ってよかった大学」は、まさに学生にとっての言葉である（資料３－５ p.2、資料３－６)。学生が本学に入学して良かったと思えるための一番のポイントは学生が受ける教育であり、学生教育に直接関わる教員、その人間力・教育力にあることは論を俟たない。

こうした本学が求める教員像を教員全体で共有している必要がある。毎年実施している教員の勤務評定に際しては、教育・研究・社会貢献・入学卒業対策・管理運営・特色ある活動等に対する実績アピールに加えて、平成 23 年度からは毎年、指導力・企画力・判断力・知識・積極性・責任感・研究心・表現力等の能力について教員自身が能動的に自己アピールする機会が文書・面接の場で与えられる（資料３－７）とともに、学長面接(各人 40 分～1 時間程度)が全教員に対して実施され、教育・研究・委員会活動・学生指導等につき幅広い双方向コミュニケーションの中で理解･周知を図っているところで

ある（資料３－８）。

また、毎年、教員の教育研究費配分申請に対する書類・面接（付加金・特別研究費申請者のみ対象）による審査を行う際には、職位に応じて教員個人の研究目的が本学の設置目的・基本方針に沿うか，本学の教育・研究振興への貢献が期待できるか、地域課題等社会的状況への意識化、などの評価視点により総合的に判断・決定がなされており（資料３－９）こうした審査過程を通したなかで、本学の求める教員像を教員間で意識・共有していくことは有用であり良い機会として位置付けている。

専任教員の過去５年間における主な教育研究業績（資料３－10）ならびに学位（博士ないし修士）は、本学ホームページにおける教育情報サイト内の教員情報で公表している（資料３－11)。学位の内訳は、医学博士２人、看護学修士 10 人、教育学修士４人、文学（哲学)・運動生理学・カウンセリング・老年学・人間科学・身体健康科学・生涯学習学の各修士１人である。

(2)　学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を準備しているか。

本学は基本的に学科目制を敷いているが、看護系教員については専門分野を尊重し、基礎看護、成人看護、精神看護、在宅看護、老年看護、母性看護、小児看護の７領域で構成している。その一方で、領域を超えた教育的工夫として、看護系教員全員で看護の基礎的教育科目（基礎看護学実習(1 年次)・成人看護学実習（2 年次)）に関わる協力体制等の組織的な運営に取り組んでいる。厚生労働省『看護教育の内容と方法に関する検討会報告書』(平成 23 年２月）では、看護師に求められる実践能力を育成するための教育方法として「教育内容における領域ごとの講義・実習だけでなく、領域を横断して授業科目を設定」することで教育効果が上がることを期待しており、特に臨地実習では実習施設や対象者の特性に合わせて領域を横断して教育内容を組み合わせて実習を行うことを提案している（資料３－12 p. ６)。これは、臨床実践に対応するゼネラルな能力の育成を求めるものであり、学生及び教員、実習指導者にも必要とされる能力であると考える。さらに同報告書では、臨地実習における指導体制の課題として、臨地実習を担っている実習指導教員の資質の向上とともに人数の確保についても問題提起している。医療技術の高度化、複雑化に合わせ、学生の基本的生活能力の低下による指導内容の多様化に起因し、学生個々に目を配れる十分な人数の確保が必要であると考えている。看護現場の事象に基づいて深い思考を伴いながら学べるようにするには、臨地実習を担っている実習指導教員の人数の確保（資料３－12 p. 13）が急務となっている。

本学では教育理念で謳う看護実践能力を養成するための教育プログラムを有し、その教育課程を遂行するため平成 24 年５月１日現在、学長１人（教授兼務)、学科長１人（教授兼務)、教員 28 人（教授５人、准教授８人、講師６人、助教９人）が確保されている。

また､教員の職位別にみた性別･平均年齢は表３－１のとおりである｡性別の合計では、男女比が、男性 23.3%、女性 76.7%であり、女性の比率が高いが、就業者の約 94.8%が女性（平成 21 年度総務省「労働力調査」）である看護師等の教育機関としては、必然的な数値といえる。職位別の平均年齢では、教授が 57.6 歳と最も高く、次いで准教授の 50.8 歳、講師の 44.7 歳、助教の 35.4 歳となっている。全体的に年齢の高い教員が比較的多いものの、職位別の全体としてのバランスは保たれている。

表３－１　教員の職位別の性別･平均年齢

職位	教員数　人		性別　人		平均年齢 歳
		（　定数）	男	女	
教授	7＊	7＊	3	4	57.6
准教授	8	9	1	7	50.8
講師	6	5	0	6	44.7
助教	9	9	3	6	35.4
計	30	30	7	23	

＊(学長は教授を兼務)

教員の科目区分別の内訳は、看護専門科目（基礎看護、発達段階･状況に応じた看護、看護の統合、臨地実習）を教授する専任の常勤教員が 26 人（講師以上 17 人、助教 9 人）で、基礎科目（人間理解の基礎、人間と健康）には専任の常勤教員が 4 人（教授 3 人：医学、統計学･看護情報学、健康体力科学、准教授 1 人：倫理学･哲学）確保されている。教員の有する資格で教育課程の遂行に関連するものとして､看護師 26 人､保健師５人(看護師と重複)、助産師４人（看護師と重複)、医師 1 人、臨床心理士１人（看護師と重複）等がある。

看護領域毎の常勤教員数（職位別内訳）は、基礎看護学６人（教授 2 人、准教授 1 人、講師 1 人、助教 2 人)、成人看護学 5 人（教授 1 人、准教授 1 人、講師 1 人、助教 2 人)、小児看護学 3 人（教授 1 人、講師 1 人、助教 1 人)、老年看護学 3 人（准教授 2 人、助教 1 人）で、母性看護学、在宅看護学、精神看護学はそれぞれ 3 人（准教授 1 人、講師 1 人、助教 1 人）を確保している。また、学外から非常勤講師 38 人、学外実習補助職員（看護実習）７人を確保している。非常勤講師には実習施設である川崎市立病院（川崎病院･井田病院）の協力を得ながら、看護実践力強化に適切な講師の派遣も得られている（表３－２)。

表３－２　教員の科目区分･職位別構成人数（人）

科目区分	学長	学科長	教授	准教授	講師	助教	計	非常勤講師	学外実習補助職員
基　礎	1		2	1			4	35	0
看護専門		1	3	7	6	9	26	3	7
計	1	1	5	8	6	9	30	38	7

(3)　<u>教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか。</u>

教員の募集は、川崎市立看護短期大学規程で教員選考基準（資料３－４　p.33-39、資料３－13 p.78-82）を設けており、それに則り公募、選考されている。

募集に際しては、人事に関する教授会審議により募集概要、日程等が決定される。学外への公募は本学ホームページ、研究者人材データベース(JREC－IN)に掲出し、学内教

員には「教員学内掲示板」への掲示及び全教員へのメール送信により募集を開始する。

応募資格としては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者で、任用職名に応じて短期大学設置基準（昭和 50 年 4 月 28 日文部省令第 21 号）第 23 条（教授の資格）ないし第 24 条（准教授の資格）ないし第 25 条（講師の資格）ないし第 25 条の 2（助教の資格）を満たすことを必須としている。

選考は川崎市立看護短期大学教授会規程第 2 条第 2 項の規程に基づき、川崎市立看護短期大学教員選考委員会（資料３－14 p. 40-41）が設置され、実施される。

平成 21 年度の教員選考から、選考申込書に「本学を希望する理由・動機を簡潔に記入してください」と明示し、従来以上に面接審査で本学の教育方針等を含む理解や実践的教育力を確認・重視することとした（資料３－15）。また、平成 23 年度には「教員採用・昇任審査票」を見直し、評価の視点として重視すべき内容等を加筆修正した（資料３－16）。すなわち教育活動・教育力の視点では公開授業・模擬授業、学術・研究活動では学会等での発表・講演、評議員・編集委員・座長等、組織管理・運営では他教職員とのコミュニケーション、社会貢献では公的機関・医療教育団体等の役員・委員や公開講座への寄与、意欲・適性では本学の教育理念を良く理解し本学発展への貢献や学生の実践力強化への期待などが盛り込まれた。上記のいずれも本学教員としての適性、求める役割に対する達成能力を査定する有用な手がかりとなり得るもので、採用選考の判断材料として寄与していると考える。

教育上の指導能力については、資格別に教育歴年数が規定され、看護系教員においては看護師免許を有することを前提に看護職としての職務経験歴を規定している。また、書類審査のほかに面接審査を実施し、教育に対する考え方や具体的な看護教育歴や指導能力についての評価を行っている。また、学内教員の昇任においては、第１次審査（書類審査）の後に、第 2 次審査として教育・研究活動、委員会活動、社会貢献等の実績・取り組み並びに、職位・専門領域に応じた今後の学生教育・研究・所属領域における抱負等についてのプレゼンテーションを課し、質疑応答を加えて選考することでより適切な審査に努めている（資料３－17）。

また教員評価に関連して、本学では教育公務員特例法第 20 条に基づき、川崎市立看護短期大学教員に対して行う勤務評定の規程があり、市職員の給与に関する条例第 3 条(5)大学教育職給料表の適用を受ける職員として、勤務評定委員会により勤務評定が毎年 1 回定期に実施されている（資料３－18 p. 62-67、資料３－19）。大学組織・大学教員の有する学術専門性や教育・研究等、その独自性・特殊性から評価に際し困難・課題も多々存在するなかで、可能な範囲の工夫・改善を試み実施している。

なお、教員の転出・異動（定年退職を除く）に関しては、平成 20 年度以降の 5 年間で計 12 人（教授１人、准教授２人、講師３人、助教６人）で、常勤教員の 40%であった。

(4)　<u>教員の資質向上を図るための方策を講じているか。</u>

教員は、絶えず新しい専門的知識や指導技術等を身に付けていく必要がある。教員の資質の向上を図るため、平成 11 年度から自己評価委員会を設置し、研修の体系化を図りつつ、ＦＤ活動を中心に以下に示す方策を講じている。

〈1〉　教育研究活動

①　ＦＤ活動

本学ではＦＤ活動を継続的に行うため、自己評価委員会内にＦＤ・ＳＤ担当者を配置し、年度ごとにテーマを決め、研修会を実施している。看護短期大学という特性上、看護系教員は一年を通じて臨地実習指導があり、実習病院にいることが多いため、より多くの教職員が参加できるよう、非常勤講師会や夏休み・冬休み期間に実施している。参加人数はおよそ 20～25 人（常勤全教員 30 人中）前後で、非常勤講師会等で外部関係者が参加する場合は、35～50 人程度となっている。

本学の特性上、組織としての規模や教職員数も少ないが、逆にこれを生かし新任から教授までキャリアの異なる教員が同じ研修の機会を持ち、共に学び合うことで教育力を高めるという方法を実践している。実施状況の概要を（資料３－20）に示す。

平成 19 年度は、入試の面接試験においてできる限り公平で、客観的に評価し、評価結果に大きなバラツキを生じさせないために「面接試験技法」をとりあげた。講義に加え、模擬面接やグループ討議を実施し、この体験を通して面接評価に関する理解を深めた。

平成 20 年度は、次年度からの始まる新カリキュラムの教育理念に「主体性」を追加したことや、就職先指導者から学生に対する積極性や自己表現能力の強化を求める声などを受けて、「学生の主体性を育む教育技法」というテーマを選定した。ポートフォリオの作成方法やこれが学生にとってなぜ主体性を育むことにつながるのかといった講義を受講するとともに意見交換をした。受講者の約 95％が役立つ内容であり、授業や実習に活かしたいという声が多数聞かれた。

平成 21 年度からは、ＦＤ活動をより活発にするために、研修回数を増やした。テーマは、助教が授業を担当する機会が増えてきたことも加味し、個々の教員の教育力向上のために「授業方法」を選定した。8 月に実施した研修は、学会等の期間と重なり参加人数が減少したが、参加者からは具体的な学習支援の方法がわかり、今後の授業に生かすことができるといった意見が多く寄せられ、高い評価を得た。年度末の 3 月に実施した研修では、分野が異なる教員はどのように授業を実施しているのか、またどのような工夫を加えているのか等意見交換をし、教員間で授業方法に関する情報を共有することができた。

平成 22 年度は、視点を教員から学生に移し、「学生への個別指導のあり方」をテーマに研修した。学生個々が抱える課題を如何に支援すべきか、学生とより良いコミュニケーションを図るためにはどのようにすればよいのか等について講義を通して学んだ。コミュニケーションは看護実践の中核を成すものであり、関心も高く、学生がこれをどのように学び、実習に臨むのかを再認識することができた。コミュニケーションについて教員、臨床実習指導者、非常勤講師間において相互理解がより深まる研修となった。

平成 23 年度は、看護実践能力を高めるとともに、地域社会で多様な人々と協働する能力として経済産業省が平成 18 年から提唱している「社会人基礎力」をテーマに選定した。本学の学生の実態を把握するため、まずグループ検討会を２回実施し、その結果を踏まえて、最後に講義を行うという方法をとった。グループ検討会では 80％強の

参加者が話し合えてよかったと回答しており、他領域の教員や非看護系教員との意見交換を通して、とても貴重な機会になったと回答していた。3 月の研修では 90%の参加者がとてもためになったと回答しており、グループ検討会での話し合いが、より深められる結果となった。

② 「学生による授業評価アンケート」の実施

授業の現状を正しく認識し、授業改善のための取り組みへとつなげ、教育の質の向上を図ることを目的として、専任、非常勤を問わず実習科目を含めた全科目について 2 年に 1 回以上「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートについては実施要項を全教員に配布し、趣旨の理解を促すとともに運用手順の統一化を図っている。また、全学生を対象に毎年授業評価アンケートについてのオリエンテーションを行い、趣旨や倫理的配慮についても十分な説明を行っている。アンケート結果は自己評価委員会を通じて担当教員にフィードバックし、教員各自が自らの教育の質向上に役立てるとともに、特に評価の高い教員による公開講義を行うなど「学生による授業評価アンケート」の結果を生かし、教員全体で教育の質の向上に努めている。（資料３－21、資料３－22 p. 72-73)。また、多くの教員が自主的に毎講義終了後にリアクションペーパーを配布し、学生からの回答をタイムリーに自らの教育活動に反映させている。

③ 各実習における個人面接の実施

看護学科という特徴から実習科目が多い。実習科目については各領域の実習中指導としての個人対応、実習前後に学生と個別面接を行っており、教員と学生の学びに齟齬が生じないようにしている。双方向での意見交換により、学生個々の学力、性格等が予め教育・指導に有用な指標となり延いては教員の資質向上につながっていると考える（資料３－23)。

④ 教育研究基礎的交付金の交付

本学の設置目的に適合する研究に対し、必要な経費が「教育研究基礎的交付金」と「教育特別研究費交付金」して公布され、専任教員の学術振興に寄与している（資料３－1 p. 112-116、資料３－24)。

⑤ 研究発表制度

研究発表の場として年に1度「川崎市立短期大学紀要」を発刊し、学内および全国の医療系大学・短期大学をはじめ看護協会や関連医療施設等に配布している。また、教員の研究成果は学会誌、学術雑誌等に論文、著書として、さらに学会や研究会などにおいて活発に発表している（資料３－25、資料３－26 p. 22-28)。

⑥ 研修制度

各教員は国内・外の学会等に積極的に参加している。研修については、看護学・医学・教育学など、即実践に結び付く内容が多いことが特徴である。また、大学院修士課程や博士課程への進学を優待し、各教員が学位取得や最新の知見を深め、資質向上を目指すという方向性が学内で共通認識されており、教員が自己研鑽に努めやすい環境であると言える（資料３－27)。

〈2〉 組織的な取り組み

① 非常勤講師会、実習施設連絡会議の実施

教員の資質の向上を図るための組織的な取り組みの一つとして、非常勤講師を含む全教員が一同に会する「非常勤講師会」を年に２回、実習施設の教育担当者が会する「実習施設連絡会議」を年１回開催している。非常勤講師会では教育の質の向上及び授業内容やカリキュラムの改善などを図るために積極的な意見交換を行っている（資料３－28)。

② 初任者研修

初任者であっても速やかに教育・研究が進められるように毎年４月初旬に初任者研修を実施している。本学の教育理念、教育目標をはじめ、組織・設備などを約１週間かけて受講し、本学の概要を理解することになる（資料３－24 p. 70-71)。

２．点検・評価

① 効果が上がっている事項

学長スローガンにより大学のめざす方向性を簡潔に学内外に示し、教員には豊かな人間性･専門性､特に看護系教員には看護実践能力･指導力を培うことに主眼を置いている。新たに設定した勤務評定での自己能力アピールや学長面接での双方向コミュニケーション・情報交換、あるいは教育研究費配分審査の場などを通して、本学が求める教員像が共有・認識されつつあり、教育活動・委員会活動等において多くの教員が責務を遂行している姿がみられる。同様の方向性で教員選考の見直しにも取組み、本学教育方針に対する理解・協調性・職位に応じた専門性、及び看護系教員には看護実践能力を重視し、選考申込書や教員採用･昇任審査票を改訂し､これらを用いて適合した教員を受け入れることができている。

昨今の経済不況により大卒者の就職難が大きく取り上げられている現状、看護を取り巻く環境は異質の感があり､新たな看護系大学や看護学部が新設されている｡このため、特に看護系教員の需要が多く、教員の異動も多く認められる。前回の認証評価においても､看護実践能力を育成する看護学科に必要な専任教員は確保されているが、平成15 年度以降の３年間に常勤の教員総数のほぼ６割が転出しており、その補充は行われているものの、転出の事由は別として、継続的な教育研究の実施に向けた基盤の確立のための更なる努力が必要であると指摘された。これを改善すべく、毎年数人の新任者においてもきめ細かな研修を実施するとともに、教員間の連携、情報の共有、教員の資質向上を図るため、ＳＤ研修を開催し、平成19・20年度以降においてはこのような転出は認めていないことが結果として現れてきていると考える。

② 改善すべき事項

本学の求める教員像を独立した記載としては明文化するまでに至っていないが、明確なかたちにすべきであり、今後の課題と認識している。また教員選考に関して教育力の評価法として模擬授業や公開授業を盛り込んだが、応募者・本学側双方の時間的な制約等もあり実現するに至っていない。今後、実施可能な体制・方策を検討していく必要があると考えている。

教員間の情報共有に関しては、単科の短期大学であるため、学生間、教員間、学生と教員間の距離は近い関係にあると言える。しかし、講師以上になると個室の研究室で実務に携わる時間が多く、若手教育、研究者である助教との情報交換や交流がやや疎遠になることは否めない。本学を牽引して最もパワーを発揮すべき講師、助教において、実習指導の時間的負担は大きく、情報交換の場としてランチョンセミナー等を企画するも、定期的な開催は容易ではない。

実習指導の時間的負担を軽減すべく、学外実習補助者の確保に尽力するも、本学の任用コストは私学の半額程度であるため応募者も少なく、十分な確保には至らず対策が必要と考えられる。

３．将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

設置目的・教育理念に沿った人材育成のためには質の高い教員を選考すると共に各教員の教育・研究力を高め成長させる工夫が必要である。学長のリーダーシップの下、全教職員が各々の課題に対して問題意識を共有し、風通しのよい情報交換、オープンで建設的な議論を通して、改善・解決へ向け継続的に協働していくサイクルの確立をめざし、できるところから着実に取り組んでいかなければならない。

また、ＦＤ研修を通して、活発になりつつある川崎市内医療施設との交流も、より活性化を図りたいと考える。

② 改善すべき事項

公立大学であることや看護医療の動向、本学の将来像等を踏まえつつ、現時点で本学が求める教員像の確立・明文化をめざして早急に議論をすすめ、あわせてより良い教員の評価や教員選考のあり方も検討しなければならない。

教員の資質向上を図るためには、教員の資質能力や実績が適正に評価されることが重要となる。適正に評価されることにより次の教育活動への意欲を向上させ、さらに高い教育目標の達成 をめざすことが可能となる。現状の勤務評定による教員評価に関しても、今後とも適宜検討・見直しを行い、可能なかぎり具体的な改善につなげていきたいと考える。

また、本学を取り巻く社会的環境も大きく変化しており、平成21年3月に本学の将来を検討するため、庁外の有識者を委員とした「川崎市立看護短期大学のあり方検討会」が設置された。約１年の議論を経て、平成22年３月に「川崎市内において、今後もとめられる高度・専門的な医療に対応できる看護師の養成とこれら人材確保のための高等教育機関としての看護大学の必要性及び当短期大学におかれている状況や今後担うべき役割を検討し、川崎市立看護短期大学を大学とすることが望ましい」（資料３－29）という報告がなされた。４大化への教員の移籍にあたっては、教員自身の意志を尊重し、不利益をきたさないことが重要であるが、大学教員としての資質を満たすべく各自研鑽しなければならない。大学院への進学を支援し、各教員が学位取得や研究業績を積み重ね易い環境を活かし、自らの資質向上を目指すという方向性をさらに学内で共通認識する必要があると考えられる。

４．根拠資料

３－１　川崎市立看護短期大学条例

３－２　川崎市立看護短期大学学則（既出２－１）

３－３　2006(平成 18)年度実施短期大学機関別認証評価報告書

３－４　川崎市立看護短期大学教員等選考基準

３－５　2012(平成 24)年度　学校案内　（既出１－13)

３－６　スローガン　（大学ホームページ
http://www.kawasaki-nursing-c.ac.jp/home/hp/outline/index.htm）（既出１－12)

３－７　自己申告用補助帳票(能力評定)

３－８　2011(平成 23)年度　学長面接　学長面接表

３－９　「川崎市立看護短期大学研究費交付金選考審査要領（平成 23 年度川崎市立看護短期大学教育研究費選考審査票を含む)」

３－10　専任教員の教育・研究業績

３－11　教員情報　（大学ホームページ
http://www.kawasaki-nursing-c.ac.jp/home/hp/outline/index.htm)

３－12　厚生労働省『看護教育の内容と方法に関する検討会報告書』(平成 23 年２月)

３－13　川崎市立看護短期大学非常勤講師に関する要綱

３－14　川崎市立看護短期大学教員選考委員会要綱

３－15　川崎市立看護短期大学教員選考申込書

３－16　教員採用・昇任審査票

３－17　教員昇任選考（「教員昇任選考に伴う２次審査について(通知)」)

３－18　川崎市立看護短期大学教員勤務評定規程

３－19　川崎市立看護短期大学教員勤務評定委員会要綱

３－20　ファカルティ・デベロップメント（ＦＤ）の実施状況とその有用性

３－21　川崎市立看護短期大学　学生による授業評価実施要項

３－22　自己点検・評価報告書　2009(平成 21)・2010(平成 22)年度　Ⅱ　管理運営（既出１－10)

３－23　実習面接資料

３－24　自己点検・評価報告書　2009(平成 21)・2010(平成 22)年度　Ⅲ 研究・社会活動（既出１－10)

３－25　川崎市立看護短期大学紀要　第 17 巻第１号

３－26　2010(平成 22)年度　年報　7 教員の研究活動　（既出１－９）

３－27　川崎市　職務専念義務免除承認書

３－28　2011(平成 23)年度　非常勤講師会・実習施設連絡会議議事録

３－29　川崎市立看護短期大学の今後のあり方に関する報告書

第４章　教育内容・方法・成果

第１節　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

１．現状の説明

(1)　教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

本学は、看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、併せて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与しうる有能な人材を育成することを目的として設置された。本学の教育理念では、「生命の尊厳と人間の理解を基盤に豊かな人間性を培い、思いやりの心と専門的知識に基づいた的確な判断力、健康支援のための看護実践能力を有し、主体性をもって行動できる人材を育成する。さらに、生涯にわたり専門性を追究し、保健医療チームの一員として地域社会に力強く貢献できる人材を育成する。」と掲げたように、学生が生涯にわたり学習を継続し、社会に貢献できる力を持てるよう、以下の具体的な教育目標を設定している（資料４(1)－１ p.1)。

〈1〉人間を深く理解する幅広い教養と、相手を尊重できる豊かな感性、健康な心身を育む能力を養う。
〈2〉論理的・科学的思考により、対象の健康状態を的確に捉え必要な看護を判断できる能力を養う。
〈3〉個人、家族および地域の人々それぞれに応じて、看護を実践できる能力を養う。
〈4〉保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる能力を養う。
〈5〉生涯にわたって看護の専門性を主体的に追究できる態度を養う。

本学の学位授与方針にかかわる学則は、学則第３条（資料４(1)－２、p3)「短期大学の修業年限は３年とする。」、学則27条（資料４(1)－２、ｐ9、ｐ17-2)「学長は、第３条第１項に規定する修業年限以上短期大学に在学し、別表第２に規定する卒業に必要な単位を修得した学生については、教授会の議を経て、その者の卒業を認定する。」である。卒業に必要な単位については、表４－１卒業要件（資料４(1)－２　ｐ17）に定められている。また、学則第28条（資料４(1)－１　p9）に「学長は、前条第１項の規定により卒業を認定した者に対して、短期大学士（看護学）の学位を授与する。」と定められている。つまり、短期大学に３年以上在籍し、卒業に必要な所定の単位を修得した者に短期大学士（看護学）の学位が授与される。

修得単位数が卒業要件（資料４(1)－２　ｐ17）に定められた単位数を満たしていることが学位を授与する基準となる。すなわち、科目区分「人間の基礎」では、必修科目11単位、選択科目３単位以上、合計14単位以上を修得し、科目区分「人間と健康」では必修科目21単位を修得し、科目区分「基礎看護」では必修科目11単位を修得し、科目区分「発達段階・状況に応じた看護」では必修科目26単位を修得し、科目区分「看護の統合」では必修科目５単位を修得していること、これらを合計して100単位以上を修得していることが卒業の要件となる。

各科目における成績判定については、成績評価が60点以上を満たしていることで合格と判

定される（資料４(1) － ２p. 131)。最終的に成績判定教授会により単位が正式に認定される。それを学位授与に相応しい学習成果とみなしている。

表４－１　卒業の要件　（単位）

科目区分	必修科目	選択科目	合計単位数
人間理解の基礎	11	３以上	14 以上
人間と健康	21		21
基礎看護	11		11
発達段階・状況に応じた看護	26		26
看護の統合	5		5
臨地実習	23		23
合計単位数	97	３以上	100 以上

本学では、１年次から３年次まで、各学年において修得すべき科目を授業科目一覧表に明示している。履修規程第 10 条（資料４(1) － ２ p. 133）に「各学年において、その年次に配当された授業科目の単位を修得できないときは、進級することができない。」と定められている。ただし、次の条件を満たした学生には、教授会の議を経て進級を認められる場合がある。

「①不合格となった科目が１科目であり、翌年度に単位認定のための試験を受験し、合格が見込める学生であること。②不合格となった科目に実習科目が含まれないこと。③学長が必要と認める授業を聴講すること。」の３項目である。臨地実習科目では、すべての実習科目において、その前提となる授業科目を履修または単位修得していることが、実習を行うための要件となっており、各科目のシラバスに明示されている。

(2)　教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

教育課程の編成・実施方針に関する内容については、学則（教育課程）変更承認申請書（2009）（資料４(1)－３ p. 1-3)、本学ホームページ(資料４(1)－５)、学校案内(資料４(1)－４ p. 3-5)、学生ハンドブック(資料４(1)－１ p. 7-9、p. 19-94)に明示している。

以下、教育課程の編成・実施方針について説明する。

教育課程（カリキュラム）は、教育理念・教育目標に則り、科目が『人間理解の基礎』、『人間と健康』、『基礎看護』、『発達段階・状況に応じた看護』、『看護の統合』、『臨地実習』に区分されており、100 単位 3000 時間で構成されている。カリキュラムの全授業科目名、その単位数、時間数については「授業科目一覧表・卒業要件一覧表」に示されている（資料４(1) － ２ p. 14-17)。

授業科目の単位数は、1 単位 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成されている。各授業科目の単位数は、次に定める基準により計算している。講義については 15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とし、演習については 30 時間の授業をもって 1 単位としている。実験、実習及び実技については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位

としている（学則第９条）（資料４(1)－２ p.6)。授業科目を履修した学生には、学修の評価により認定の上、所定の単位を与える（学則第 10 条）（資料４(1)－２ p.6）と定められており、学修の評価は、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする（学則第 11 条）（資料４(1)－２ p.6）とされている。

教育課程の科目区分６領域の単位数（資料４(1)－３p. ７－９）については、『人間理解の基礎』のうち、必修科目 11 単位、選択科目３単位以上、の計 14 単位以上の取得を必要とし、『人間と健康』では必修科目 21 単位、『基礎看護』では必修科目 11 単位、『発達段階・状況に応じた看護』では必修科目 26 単位、『看護の統合』では必修科目５単位、『臨地実習』では必修科目 23 単位、合計 100 単位以上の取得が卒業要件となる。科目区分の構成、科目の位置づけは、「授業科目一覧表・卒業要件一覧表」に示した通りである。教育課程の科目区分（資料４(1)－３ p. ７－９）について以下に述べる。

〈1〉人間理解の基礎

科目区分『人間理解の基礎』では、幅広い教養や豊かな感性を育むことができるよう、人間の総合的な理解から生命の尊重や倫理について考えるための基礎的能力を育成している。教育目標「人間を深く理解する幅広い教養と、相手を尊重できる豊かな感性、健康な心身を育む能力を養う」の内容に関連する科目が多く配置されている。

授業科目は、必修科目が「健康体力科学」、「論理的思考の基礎」、「英会話」、「医療英語」、「人間関係論」、「人間発達論」、「統計学」、「生命倫理学」、「生活と人間工学」、計９科目、および選択科目が「フィットネスエクササイズ」、「生涯スポーツ」、「歴史と人間」、「生活と環境」、「芸術　音楽」、「芸術　美術)」、計６科目、合計 15 科目 14 単位（うち３単位は選択による）を１年次前期から２年次後期にかけて開講している。選択科目６科目については、「フィットネスエクササイズ」、「生涯スポーツ」のうち１単位以上、「歴史と人間」、「生活と環境」のうち１単位以上、「芸術　音楽」、「芸術　美術」のうち１単位以上を履修しなければならない。『人間理解の基礎』では、専門科目の学修を進める上で基盤となる科目で構成され、教育方法は、講義・演習による授業、そして実験や実技等、体験学習による授業形態で展開されている科目も多い。

〈2〉人間と健康

科目区分『人間と健康』では、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度に関する科目など、将来にわたり高度医療など、さまざまな看護ができるような基礎的能力を育てる。また、人々が健康な生活を送るための社会のしくみや制度を学習する。教育目標「論理的・科学的思考により、対象の健康状態を的確に捉え必要な看護を判断できる能力を養う」の内容に関連する科目が多く配置されている。

授業科目は、「人体構造機能学Ⅰ」、「人体構造機能学Ⅱ」、「栄養と代謝」、「感染制御学」、「臨床検査学」、「臨床薬理学」、「病理学」、「病態治療学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「看護情報学」、「社会福祉学」、「医療関係法規」、「公衆衛生学」、計 15 科目 21 単位を１年次前期から２年次後期にかけて開講している。

教育方法は、講義による授業が多く、小テストや課題レポートを取り入れ、学習を深められるように工夫している。１年次前期の「人体構造機能学Ⅰ」では、学習した人体

の構造と機能に関する知識が１年次後期「解剖見学実習」へと繋がるように、解剖見学事前講義と実習まで連動して同一の講師が教授しており、学習効果を上げるための工夫を行っている。

〈3〉基礎看護

科目区分『基礎看護』では、さまざまな発達段階にあって、おかれている状況が異なる看護の対象となる人に援助するための基盤となる能力を養う科目である。看護とは何かを理解し、実践能力を強化するための理論・技術を学習する。教育目標「個人、家族および地域の人々それぞれに応じて、看護を実践できる能力を養う」の内容に関連する科目が多く配置されている。

授業科目は、「看護学概論」、そして看護実践力の強化に向けて、看護技術に関する科目を「看護方法Ⅰ（生活行動の援助技術）」、「看護過程の基礎」、「看護方法Ⅱ（身体診査の技術・指導技術）」、「看護方法Ⅲ（診療の援助技術1）」、「看護方法Ⅳ（診療の援助技術2）」（計４科目６単位）を開講している。平成21年度カリキュラム改正により、コミュニケーション能力の充実を目指して、科目区分『人間理解の基礎』のうち「人間関係論」をさらに発展させる科目として「看護とコミュニケーション」を加えた。１年次前期から２年前期にかけて、合計７科目11単位を開講している。

教育方法は、看護実践するための思考過程の学内演習、基礎的な看護技術の演習、グループワーク、コミュニケーション演習など、演習を多く取り入れた授業形態となっている。

〈4〉発達段階・状況に応じた看護

科目区分『発達段階・状況に応じた看護』では、成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学および在宅看護論など、看護の対象の特性を理解し、それぞれの状況に応じた看護を追究する。『基礎看護』で理解したことを基盤として、ライフサイクルや健康障害の段階、看護の場に応じた看護実践を学ぶ科目を配置している。教育目標「個人、家族および地域の人々それぞれに応じて、看護を実践できる能力を養う」、「保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる能力を養う」の内容に関連する科目が多く配置されている。

授業科目名には、「成人看護方法Ⅰ（回復期にある人の看護）」等のように、具体的な内容が反映されている。授業科目は、授業科目一覧表（資料４(1)-1　p.8-9）に明示されているように全 19 科目 26 単位であり、１年次前期から２年後期まで概論的な科目から各論的な科目まで、段階的に学修する。

教育方法は、『基礎看護』と同様に、学内演習の授業形態が多く、各科目の専門性に特化した看護技術の演習、グループワーク、また医療福祉関係の専門職をゲスト講師として行う授業を設定する等、工夫を凝らしている。

〈5〉看護の統合

科目区分『看護の統合』では、３年間における看護の学習全てを集大成として、専門職業人として主体的に看護を追究していく姿勢を養う。つまり、教育目標「生涯にわた

って看護の専門性を主体的に追究できる態度を養う」に関連する区分である。

教育目標「保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる能力を養う」との関連も深い。

授業科目は、「看護と研究」、「看護管理」、「災害看護」、「テーマ別看護論」計４科目５単位である。本学は広域地域の避難場所に指定されていることや、地域に密着した市内唯一の公立短期大学であることから災害看護に関する学習は重要である。看護基礎教育における課題でもある複合課題・多重課題への取り組みに繋がるものとして「看護管理」を位置づけ、医療安全に関する内容も含まれている。また、「テーマ別看護論」は、『臨地実習』科目の「テーマ別看護論実習」に連動しており、３年間で学んできた自分なりの看護の統合を図る科目として位置付けている。

教育方法は、講義や自己の課題に取り組む演習、救護方法の体験学習等、学生が主体的に学ぶ授業形態が多い。２年次後期の「看護と研究」以外は、３年次科目となっている。

〈6〉臨地実習

科目区分『臨地実習』では、３年間を通して段階的に病院や福祉施設等での実習を行い、看護実践能力を育てる。実習を通して川崎地域全体の保健医療福祉の実際を学ぶことができる。教育目標では、「個人、家族および地域の人々それぞれに応じて、看護を実践できる能力を養う」、「保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる能力を養う」、「生涯にわたって看護の専門性を主体的に追究できる態度を養う」との関連が深く、実習科目全てが看護の実践能力を養う科目となっている。

１年次前期には「基礎看護学実習Ⅰ（生活行動の援助１）」、１年次後期後半には「基礎看護学実習Ⅱ（生活行動の援助２）」を開講している。ともに『基礎看護』の科目で学修したことを基盤として実習に臨めるようにしている。１年次の実習は計２科目である。

次に、２年次前期では「成人看護学実習Ⅰ（回復期・慢性期にある人の看護）」、「小児看護学実習Ⅰ（健康な小児の理解）」、「老年看護学実習Ⅰ（発達課題と健康）」の４科目、２年次後期には「成人看護学実習Ⅱ（さまざまな健康レベルにある人の看護）」１科目を開講している。２年次の実習は計４科目である。１、２年次は半年毎に実習科目を配置し、その間に学内の授業があり、学内で学修したことを実習に活かすことができるよう、意図的な配置としている。

３年次では、応用実習として各領域の通年実習が６科目（成人看護学実習Ⅲ、老年看護学実習Ⅱ、小児看護学実習Ⅱ、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護論実習）と３年次後期の「テーマ別看護論実習」がある。「テーマ別看護論実習」は３年次前期科目「テーマ別看護論」で学習したことを基に、自己のテーマに沿って主体的に看護を実践し、自己の課題や将来展望について考察する『臨地実習』科目として位置付けている。３年次は計７科目である。実習科目は、１年次から３年次まで合計13科目23単位となっている。

各学年における授業科目の開設時期については、基礎的な内容を基盤として、学内の学習から実習科目へ順序性をもって連動し、段階的に基礎レベルから応用レベルまで進み学ぶことが出来るよう科目配置を工夫している。

以上のように、本学の教育課程６区分の授業科目は、１～３年次まで体系的に学ぶことができるよう編成されており、本学の教育目標に沿った教育課程となっている。

(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

本学の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学則（教育課程)変更承認申請書(2009)(資料４(1)－３ p.1-3)、学校案内(資料４(1)－４ p.4-5)、学生ハンドブック(資料４(1)－１ p.7)に明示している。また、本学ホームページにも掲載している(資料４(1)－５)。学校案内及び学生ハンドブックは、短期大学構成員、本学関連施設に配布し周知している。また、学内のファイルサーバ内に Public というフォルダを作し、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について教職員が共通に閲覧できるようにしている。

また、学生には、入学時、新年度に学生ハンドブックを配布し、そのなかのシラバスの頁に、科目区分、必修・選択の別、単位数、授業時間、授業概要、テキスト、履修要件、成績評価方法などを記載し、履修内容の熟知を図っている。特に新入生には、教務委員会の教員がガイダンス、オリエンテーション時に詳しく説明を行っている。２年次、３年次においても新学期ガイダンスで、学年特性に合わせたオリエンテーションを行い、十分な質疑応答時間を設けて学生に周知徹底を図っている。

(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

設立時における教育研究活動の基本方針・教育理念、教育目標は、開学後も最新の医療・教育状況の動向を常に視野に入れ改善に向けた見直しを行ってきた。文部科学省・厚生労働省からの看護師養成機関等への勧告内容等も踏まえ、平成 17 年 4 月、高度医療及び在宅医療まで広い範囲の看護ニーズに対応できる看護実践力の基礎となる専門基礎科目の単位数を増加し、基礎看護学及び成人看護学における学習内容を関係づける進度とした。

平成 19 年度、新たに指定規則改正に伴うカリキュラムの検討が必要となり、平成 19 年７月に「平成 21 年度カリキュラム検討委員会」が設置された。新たな教育理念・教育目標の基に従来の「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」から６区分の構成に変更した。

本学は現在 100 単位 2955 時間の教育課程である。教育課程の改正により、指定規則上これまでの教育課程より 3 単位増加するが、教育内容の精選と効率化により単位や学習時間が極端に増加しないように努め、100 単位 3000 時間とした。

６区分の構成は「人間理解の基礎」「人間と健康」「基礎看護」「発達段階・状況に応じた看護」「看護の統合」「臨地実習」とし、学内の学習と実習とが連動し、実習内容がより充実するように順序性及、内容及び学年比重も考慮して科目を配当し現在に至っている。

２．点検・評価

①効果が上がっている事項

本学の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、大学案内、学生ハンドブック、ホームページ等で詳しく紹介し、教職員及び学生はよく周知している。教育課程の内容、実施方針が学生ハンドブックのシラバス(資料４(1)－１ p.19-94)に詳しく記述され、学生はオリエンテーションを通じて詳しく理解ができている。

学内で発生する重要な情報に関しては、ファィルサーバを設け、ここに格納している。教職員が適時、自由に閲覧でき、必要時にこの情報を利用している。

②改善すべき事項

教育課程の内容、実施方針は学生ハンドブックのシラバスに記述された後、ホームページに掲載されるが、年度初めにホームページへの掲載まで、現状対応しきれていない。ホームページを作成、修正できる人材（図書館非常勤司書）を確保するように対策している。今後、定期的にホームページの内容の見直しを行い、授業内容の変更が生じた科目については適時シラバスの修正を行うようにする。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、紙ベースの方式から、ホームページ等の電子方式へ重みがシフトしていくものと考える。ホームページへのアクセスの増加が予想され、これに対応すべく人的な配置の改善を継続して行っていく。この結果、入学志願者も充実した情報を得ることができ、少子化による受験志願者数の減少に歯止めをかけることになる。

②改善すべき事項

新学期の早い時期にホームページ上にタイムリーに公表するためには、ホームページを運用できる人材を確保、育成しなければならない。現在は、図書館の非常勤司書の採用時に、このスキルを備えた人材を募集している。採用後、最大でも５年しか継続して雇用できないシステムのため、長期的に安定したホームページの運用に関しては、弾力的な対応と啓蒙が重要となる。

４．根拠資料

４(1)－１　2012(平成 24)年度　HANDBOOK　OF　COLLEGE　LIFE（既出１－３）

４(1)－２　川崎市立看護短期大学学則（既出１－７）

４(1)－３　2009(平成 21)年度　学則（教育課程）変更承認申請書（既出１－５）

４(1)－４　2012(平成 24)年度　　学校案内（既出１－13)

４(1)－５　教育課程　　(大学ホームページ
http://www.kawasaki-nursing-c.ac.jp/home/hp/teacher/syllabus21/gaiyo.htm)

第２節　教育課程・教育内容

１．現状の説明

(1)　教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

平成 20 年に保健師助産師看護師指定規則等の一部を改正する省令が交付され、本学の教育課程も平成 21 年４月から新しく改正した（資料４(2)－１ p.1-3)。この改正では、看護をめぐる環境の急速な変化により、患者の視点に立った質の高い看護が求められている情勢を考慮し、教育内容をより一層の充実させることを主眼におき改正を行った。

授業科目の開設方法および教育課程の編成については、第４章１節[1.現状の説明(2)]に記述したように、教育課程の６区分の科目を１～３年次まで体系的に編成した。

平成 23 年度から、授業時間を確保するため、１単位 30 時間授業の場合（資料４(2)－２ p.6）15 コマ、60 時間の場合 30 コマ、45 時間の場合 23 コマ、15 時間８コマを基本として時間割を組んでいる。しかし、年間で授業配置が可能な日数は限られており、振替休日等による週数の少ない曜日の授業時間の確保の難しさ、授業形態による制約などが生じるため、時間割の編成を困難にしている。このため、低学年１・２年次の年間の授業スケジュールが過密な状態になり、学生が自主学習のための時間を確保することが難しい現状があり、何らかの対策が必要である。

平成 24 年度からは、各科目の授業回数を確保しつつ、定期試験を行う科目に関しては、原則として定期試験期間は設けず、各科目の最終毎に実施することにした。(資料４(2)－３)。平成 24 年度は、この変更に伴い、1)定期試験期間廃止に伴う試験業務の煩雑さへの対応、2)試験方法変更についての教育効果の検討とその後の時間割作成の調整、という二つの問題点を今後の課題として対策を検討している。

(2)　教育課程の編成･実施方針に基づき､各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

文部科学省短期大学設置基準（資料４(2)－４ p.2）によると、第５条（教育課程の編成方針）では、「短期大学は当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」、また第６条（教育課程の編成方法）では、「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする」とされている。このことについては、[1. 現状の説明]で述べたように、本学は、教育課程の編成・実施方針に基づき、短期大学士課程に相応しい教育内容を提供している。

２．点検・評価

①効果が上がっている事項

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、本課程に相応しい教育内容を提供している。教育課程の６区分の科目を１～３年次まで体系的に学ぶことができるよう編成している。各学年における、臨地実習科目とその他の授業科目の開設時期については、基礎的な内容を基盤として、学内の学習が実習科目へ順序性をもって、段階的に応用レベルまで学ぶことが出来るよう考慮して科目配置を工夫している（資料

４(2)－５ p.8-9)。

平成24年度に国家試験出題基準を指標としてカリキュラム評価（資料４(2)－６）を行ったところ、ほぼ教授内容は充足していることがわかった。

②改善すべき事項

平成23年度はカリキュラム完成年度にあたるため、平成24年度に国家試験出題基準を指標としたカリキュラム評価（資料４(2)－６）を実施した。分析の結果、ほぼ教授内容は充足していたが、一部において不足も見つかり、不足部分については科目担当教員への周知を図っているところである。また、学生による授業評価アンケートを充実させカリキュラム改正後の効果を明らかにする必要がある。

時間割では、年間の授業スケジュールが非常に過密となっており、さらなる工夫が必要である。授業科目を配置できる日数は限られており、振替休日の変動やその年度毎による授業可能日数の違いも時間割編成に影響しているが、学生が自主学習できる時間の確保なども含め対策が必要である。平成24年度からは定期試験は原則として各科目の終了毎に実施することにし、定期試験期間を設けていない。この変更により 1）定期試験期間廃止に伴う試験業務の煩雑さへの対応、2）試験方法変更についての教育効果の検討とその後の時間割作成の調整、の二つの問題が上がり、現在教務委員会で検討している。

1）定期試験期間廃止に伴う試験業務の煩雑さへの対応

①試験期間、方法についての学生への周知徹底

②試験実施に伴う試験監督者の確保

③試験実施後の処理の煩雑さへの対処

④本試験と再試験、追試験の時期や方法の検討

2）試験方法変更についての教育効果の検討とその後の時間割作成の調整

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

短期大学３年制の看護課程で、６区分の科目を体系的に学ぶことができ、基礎的な内容を基盤として、学内の学習が実習科目へ順序性をもって、段階的に応用レベルまで学ぶことが出来ている。

②改善すべき事項

学生が、入学後の学修が円滑に進み、教育目標を達成できるよう、入学前の学習準備状態の確認や入学前教育の必要性を検討する。また、卒業後、生涯にわたり専門職として職業を継続できるよう、卒業前に準備教育（キャリア教育）の必要性を検討する。

平成 23 年度は現行カリキュラムの完成年度にあたり、本カリキュラム初年度（平成21年度）入学生が卒業に至っている。今後も、継続的に就職先の施設を訪問して卒業生の状況を調査し、カリキュラム改正後の効果を検証していく必要がある。

本学は３年課程の短期大学であり、日々進歩する医療福祉に関する新しい知識を取り入れながら看護基礎教育のカリキュラムを３年間で学び卒業することは学生にとって多大な努力を要することである。４大化が実現されれば、自主的な学習時間の確保・広い

視野に基づいたカリキュラム編成も可能と考えられる。

４．根拠資料

４(2)－１　2009(平成 21)年度　学則（教育課程）変更承認申請書（既出１－５）
４(2)－２　川崎市立看護短期大学学則　（既出１－７）
４(2)－３　2012（平成 24）年度　年間授業時間割表
４(2)－４　短期大学設置基準
４(2)－５　2012(平成 24)年度　HANDBOOK　OF　COLLEGE　LIFE（既出１－３）
４(2)－６　「看護師国家試験出題基準」を基準としたカリキュラム調査結果報告

第３節　教育方法

１．現状の説明

(1)　教育方法及び学習指導を適切に行っているか。

本学の教育では、教育理念・教育目標に則り、「豊かな人間性」、「看護実践力」を有し、「主体性ある行動」、「生涯にわたる専門性の追究」「地域社会への貢献」ができる人材の育成を目指し、授業を展開できるよう教授方法を工夫している。科目の教授形態は、講義・演習・実技・実習・見学など多岐にわたっている（資料４(3)－１ p.7-9)。

１年次では講義・演習 31 科目、実技２科目、実習２科目、２年次では講義・演習 24 科目、実習４科目、３年次では講義・演習３科目、実習７科目が開設されている。講義で知識や理論の学習を行い、さらに演習を多く設けることで理解を深め、実習での体験がより効果的に行われるように科目を編成している。特に、１～２年次にかけての低学年の実習科目では、半期ごとに実習科目を配置しており、教養科目と同時期に看護の専門科目を開講し、学習したことを効果的に実習につなげることで、「豊かな人間性」、「主体性ある行動」を伸ばし、「看護実践能力」の育成に力を入れている。３年次には、『看護の統合』３科目、『臨地実習』７科目を通して、さらに発展的に「生涯にわたる専門性の追究」、「地域社会への貢献」について深められるよう科目を配置している。

教育方法については、各看護学領域の教員が連携して、よりよい授業を目指して検討を重ねているが、具体的な教育方法については各科目担当の教員に任されている。講義科目では、グループワークなど学生参加型授業を取り入れたり、演習科目ではコミュニケーションの演習や看護技術の演習など、学生が主体的に授業に参加できるよう工夫している。医療・福祉に関する授業科目が多いことから、ビデオ、DVD、スライドを教材として用いている授業も多い（資料４(3)－１ p.21-94)。また、臨床の現場について、学びを深めるために、病院等施設で働く専門職を講師として招くなどの工夫も行っている。患者や障害者をゲストスピーカーとして授業に招き、実際の患者体験を聴く機会を設けている科目もある（資料４(3)－１ p.21-94)。実習指導を担当する臨床指導者による講義では、実習施設との連携も図られており、いずれも学生の看護を学ぶモチベーションを高める一つの工夫となっている。

平成24年度からはe-learningを導入し、学内外から時間的制限なく学生が主体的に学習できる機会を与えている。このシステムで学習できる内容は、母性と栄養に関するもののみで十分とは言えないが、教員の連携をはかり充実させていきたいと考えている。

また、実習施設における卒業生の状況把握のため、施設を訪問し、その結果を教授会で報告している。卒業生の状況を共有するとともに、この結果を教育方法及び学習指導に反映している。平成２１・22年度（資料４(3)－２）及び23年度（資料４(3)－３）の報告書を概観すると、本学の卒業生は着実に成長しているという良い評価を得ているものの、「コミュニケーション能力」や「逞しさ」という点が不足しているとの指摘があった。これは必ずしも本学の卒業生に限ったことではなく、他の教育機関の卒業生にも当てはまる傾向にあるとのことだが、コミュニケーションは看護実践上、不可欠な能力である。平成17年度カリキュラム改正では「人間関係論」を、平成21年度カリキュラム改正では「人間関係論」に「看護とコミュニケーション」を加え、コミュニケーション能力を高めるための授業科目を複数配置している。体験学習も含む内容となっており、今後の学習成果を検証していく必要がある。コミュニケーション能力の低下が指摘される若い世代の傾向を考慮すると、よりコミュニケーション能力の強化対策が必要と考える。

(2)　シラバスに基づいて授業を展開しているか。

本学では、シラバスに記載する内容は、項目を統一して定め、実際の授業に即した内容となるよう、科目担当者に作成を依頼している。授業概要の他に、毎回の授業テーマ、履修要件、成績評価の方法、テキスト及び参考図書等も記載している（資料４(3)－２ p.21-94）。

学内教員、非常勤講師が担当する全ての科目において、シラバスに基づいた授業が展開されており、学生のみならず教員間の連携や情報交換に役立っている。

(3)　成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

成績評価と単位認定については、学生ハンドブック（資料４(3)－１　p.11-12）に詳しく記載し、新入生及び在学生オリエンテーション（ガイダンス）で学生に周知している。ただし、新入生については、入学時だけでなく、定期試験前に試験への心構えを持たせるため、「試験に関するオリエンテーション」（資料４(3)－４　p.1-3）を設け、さらに詳しく説明し周知を徹底している。

〈1〉単位認定

単位を取得するためには「川崎市立看護短期大学履修規程」（資料４(3)－５ p.131-135）に基づき、履修登録を行い、授業に出席して、試験・レポートまたは提出物等による審査に合格する必要がある。本学では、科目の履修登録を行い、授業への出席が定められた回数以上を満たし（受験資格）、審査（試験等）後の評定が合格点に達した者に単位認定を行っている。授業の出席時間数が、所定の授業時間の３分の２（実習の場合は５分の４）に満たない場合は受験資格が得られない。

〈2〉既修得単位の認定

既修得単位の認定については、川崎市立看護短期大学学則第 14 条（資料４(3)－５ p.7）で「授業科目の履修方法、既修得単位の認定等について必要な事項は、別に定める」とされており、これに基づき既修得単位取扱規程第３条（資料４(3)－５p.145）で「既修得単位のうち認定することができる授業科目及び単位数は、表４－２に掲げる範囲内とする」と規定されている。

表４－２　既修得単位認定範囲表

科目の区分		単　位　数　等
人間理解の基礎	必　修	６単位まで
	選　択	３単位まで
人　間　と　健　康	必　修	６単位まで
計		１５単位まで

また、既修得単位取扱規程第４条（資料４(3)－５ p.6）では、「既修得単位の認定は、教務委員会が審査し、教授会の議を経て行う」とされており、教務委員会で審査について必要な事項が定められている。既修得単位の認定を希望する者を対象として、入学前に新入生に希望調書をとり必要な書類を提出を促し、４月教務委員会で審査している。教務委員会審議後、教授会に議案として提出し決定している。審査にあたっての留意事項（資料４(3)－６ p.1）は下記の通りである。

①本学常勤教員が担当する科目については、認定の可否について科目担当者の意向を確認し決定する。
②非常勤講師が担当する科目については、申請者から提出されたシラバスと本学シラバスを比較検討した上で、認定の可否について決定する。
③４年制大学を卒業した者が「英会話」に関する科目を２単位以上修得している者は、英会話に関する基礎的な学力があるものと認め「可」とする。
④選択科目２科目以上の認定審査を希望した場合には、その全科目を審査する。
ただし、認定単位数は既修得単位認定の範囲内とする。
⑤原則として、定められた期限までに申請書を提出した者を審査対象とする。

〈3〉成績評価

試験はそれぞれの授業科目に応じて、筆記・口述・レポート・論文・実技等によって行われ、成績評価は、授業科目によって様々な方法で行われている。成績評価の方法はシラバスに明示されているが、初回授業で担当教員から科目についてのオリエンテーションがなされ、学生に再度、周知がなされている。

追試験については、「疾病その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができない授業科目があるときは、当該授業科目の追試験を受けることができる（履修規程第７条）」（資料４(3)－５ p. 132）と定められており、また、再試験については、「定期試験又は追試験で不合格となった授業科目がある者又は、受験資格はあるが定期試験又は追試験を受験しなかった者は、当該授業科目の再試験を受けることができる（履修規程第８条）」（資料４(3)－５ p. 132）とされている。

科目の成績評価は、試験の成績、演習・実習の成績、出席状況等を加味して、表４－３のように評価されている（資料４(3)－５ p. 131）。合格の判定を得た場合に単位を修得できる。

表４－３　成績の判定

判　定	評点	評　価	定期試験	追試験	再試験
合　格	８０点以上	優	○		
	７０点以上　８０点未満	良	○	○	
	６０点以上　７０点未満	可	○	○	６０点
不合格	６０点未満	不　可	○	○	○

以上のように、本学では成績評価と単位認定は適切に行われている。

２．点検・評価

①効果が上がっている事項

本学の教育では、教育理念・教育目標に則り、「豊かな人間性」、「看護実践力」を有し、「主体性ある行動」、「生涯にわたる専門性の追究」「地域社会への貢献」ができる人材の育成を目指し、授業を展開できるよう教授方法を工夫している。授業科目の教授形態は、講義・演習・実技・実習・見学など多岐にわたっており（資料４(3)－１ p. 7-9）、教育方法では授業、演習、実習を通して、学生参加型授業が多く、主体性を伸ばす教育につながっている。また、専門職や患者等を講師として招聘して行う授業もあり（資料４(3)－１ p. 21-94）、臨床の新しい知識や状況を学習することで、学生の医療・福祉へのモチベーションを高める効果がみられる。

平成 21～23 年度の卒業生の就職先への施設訪問結果によると（資料４(3)－２、資料４(3)－３）、「本学の卒業生は着実にゆっくりと成長している」という概ね良い評価を得ている。本学の教育目標からみると、「生涯にわたる専門性を追究し、地域社会への貢献ができる」人材へと成長し続けているものと評価できる。

②改善すべき事項

平成 21～23 年度の卒業生の就職先への施設訪問結果によると（資料４(3)－２、資料

４(3)－３)、「コミュニケーション能力」や「逞しさ」という点が不足しているとの指摘があった。コミュニケーションは看護実践をするうえで不可欠な能力である。コミュニケーション能力を高めるための授業科目を複数配置しているが、今後の学習成果を検証していく必要がある。コミュニケーション能力の低下が指摘されている若い世代の傾向を考慮すると、今後も継続的にコミュニケーション能力の強化対策が必要と考える。

また、ＦＤ活動を通して、教員の教育力向上の努力も継続していくことが必要である。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

「２．点検・評価のとおり教育理念・教育目標に則り、地域社会へ貢献でき、生涯にわたって学ぶことができる人材の育成の効果がみられているが、今後はさらなる発展を目指し、教授方法を工夫していく。教授形態もさらに工夫し、主体性を伸ばす教育をめざす。さらに施設訪問によっても実践力のある看護師を育てているという評価を得るべく努力していく。

②改善すべき事項

年ごとに増加していく看護の基礎的な知識は e-learning を活用し、コミュニケーション能力や主体性については、教員が個々の学生との関わる機会が多い担任制ならびに実習時指導を通して学生のみならず教員も相対的に向上させていく。

４．根拠資料

４(3)－１　2012(平成 24)年度　HANDBOOK　OF　COLLEGE　LIFE（既出１－３）

４(3)－２　施設訪問報告書概要　2009(平成 21)・2010(平成 22)年度

４(3)－３　2011(平成 23)年度　施設訪問報告書概要

４(3)－４　2012(平成 24)年度　新入生に対する試験オリエンテーション

４(3)－５　川崎市立看護短期大学学則　（既出１－７）

４(3)－６　2012(平成 24)年度　既修得単位認定審査に関する留意事項（教務委員会申し合わせ事項)

第４節　成　果

１．現状の説明

(1)　<u>教育目標に沿った成果が上がっているか。</u>

以下の五つの視点から成果を述べる。

〈1〉平成 21 年度にカリキュラムが改正され、この内容の達成度を評価すべくアンケート調査票を作成した。調査票は各教育目標の項目に対して「到達できなかった場合」は１を、「あまり到達できなかった場合」は２を、「やや到達できた場合」は３を、「到達できた場合」を４と回答させ、さらに意見を述べるための自由記載欄を設けた。平成 22 年４月に１年生を対象に調査（資料４(4)－１）した。平成 23 年３月にはより

詳細なデータを収集するため、質問書式を追加修正した調査票により、３年生を対象に同様の調査（資料４(4)－２）を実施した。１年生の調査結果では、「論理的科学的思考により対象の健康状態を的確に捉え必要な看護を判断できる能力を養うことができる」、「生涯にわたって看護の専門性を主体的に追求できる能力を養うことができる」の項目では平均点が 2.6、2.9 と達成感は低値を示したが、卒業前の３年生では、５項目とも 3.4、3.5 と他の３項目ともに数値の上昇を認め、学習・体験などを通して達成感をより感じていることが読み取れた。

〈2〉 看護師国家試験は、合格率という分かり易い数値として他大学と比較できるものであり、教育成果を評価する上で極めて重要な事項となる。過去 5 年間の現役学生の看護師国家試験合格率は、平成 20・21 年度の２回以外は、全国平均を上回っている。平成 20 年度に初めて全平均を下回ったため、回復を試みるも平成 21 年度も連続して全国平均を下回った。このため、平成 22 年度以降においては、業者の模擬試験のみに頼らず、学内での模擬試験やミニテストを実施し、看護師国家試験へ向けての学習方法の説明会開催など、看護師国家試験対策を強化した。その結果として、平成 22・23 年度の好結果（資料４(4)－３ p.2）につながったものと思われる。したがって、今後も国家試験の合格率を高く維持するため、学生の実態にあった強化策をとっていく考えである。また、資格を取得できていない既卒者に対しても、業者の模擬試験を本校で受験できるような配慮や、教員に質問できる環境を整えている。さらに、既卒者の状況にあわせて看護師国家試験へ向けての支援を適宜行うことにより、全員の資格取得に対処している。

〈3〉 就職を希望し、看護師免許を取得したものは 100％就職しており、その詳細を表 3（資料４(4)－３ p.2）に示す。本学の設置母体であり、また実習病院である川崎市立の３病院への就職は毎年、過半数を超え、川崎をとりまく地域医療に貢献していることは明らかな成果といえる。さらに残りの 4 割弱を占める者も、神奈川、東京の近隣の国公立病院や大学付属病院などへ就職している。このように実習病院以外の病院へも看護師としての役割を果たしていることは、保健医療福祉チームの一員として地域社会に力強く貢献できる能力を養うという教育目標に対しての成果として考えられる。

〈4〉 本学の学びに触発され、さらに専門性を高めるため、あるいは新たな資格をとるために進学する者が平成 20 年以降は 10 人前後で推移（資料４(4)－３ p.2）している。４年制大学への編入、養護教諭養成課程、助産師養成所などへ進学し、これも生涯にわたって看護の専門性を主体的に追求できる態度を養うという教育目標に対しての成果の一つと考えられる。

〈5〉 臨床の現場において実践的な看護師としての役割を十分果しているのかを評価すべく、平成 11 年から毎年、卒業生が就職した医療施設を訪問している。平成 16 年度に施設訪問実施要領を作成し、卒業生の職場環境への適応状態、施設側から見た卒業生の特性、本学の看護基礎教育に対する意見・要望などを教育担当職員から直接聞き取っている。この結果を施設訪問報告書としてまとめ、全教職員および各委員会に情報を提供している。さらに、概要を「施設訪問活動総括」（資料４(4)－４）としてまとめ、卒業生の就職後の状況把握に努めている。卒業生の職場適応状態はおしなべ

てよいと言える。卒業生の特性としては、誠実で真面目で素直であること、常識的な行動がとれることが挙げられ、看護師としての役割を遂行するための教育は達成されているものと考えられる。

(2) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

平成21年度のカリキュラムが改正され、この教育成果について定期的な検証を実施しているとは言い難い。敢えて述べるなら、現状の１）で取り上げている教育目標の項目に対し、項目ごとにどの程度達成されたかを調査した結果において、３年生では、「保健医療チームの一員として地域社会に力強く貢献できる能力を養うことができる」という項目の達成感が低値であり、チームの一員としての行動や地域の保健福祉医療機関の関連知識も十分ではなく、達成感が低い結果となっていた。この項目は、３年の臨地実習で現実的な自己評価を学生ができるようになったともとらえられる。学生が３年間を縦断的に達成度を反省しているものとは言い難く、改善しなければならないと考える。

また、毎年実施している施設訪問の結果から、本学卒業生は、積極性や主体性がやや不足していると指摘されている。本学卒業生に限らずコミュニケーション能力の向上に関しては看護師としての基本的能力として重要視されており、この点については、ＦＤ・ＳＤ活動で「社会人基礎力の育成」「コミュニケーション力」の育成として重点的に取り上げ、改善に取り組んでいる。

(3) 学位授与（卒業認定）を適切に行っているか。

事務局担当者が、科目担当者が提出した成績評価をまとめて、成績一覧表を作成し、教務委員会委員が再点検し、教務委員会で卒業要件を満たしているか確認を行う。最終的に、教授会判定会議に諮り、審議が行われ卒業の認定がなされている。従って、学位授与（卒業認定）は適切に行われている。

２．点検・評価

① 効果が上がっている事項

平成20・21年度の看護師国家試験合格率が全国平均を下回ったものの、学内での模擬試験やミニテストの実施、看護師国家試験へ向けての学習方法の説明会の開催など看護師国家試験対策を強化し、平成23年度以降は全国平均を上回っている。今後とも合格率を高めるべく、学生の実態にあった看護師国家試験へ向けての強化策をとっていく必要がある。就職状況においては、川崎市内の医療施設への就職率が平成23年度は53.3%、平成22年度は52.4%と本学の設置目的を満たしているものと考える。施設訪問による調査結果からも、本学卒業生は、誠実で真面目で素直であること、常識的な行動がとれることなどが挙げられ、看護師として役割を遂行するための教育は達成されていると考える。

② 改善すべき事項

教育目標の達成度を継続して評価してはいない。すなわち平成21・23年度に調査をし

たものの、これらは新カリキュラムに対するものであり、本学の教育理念、教育目標から導き出された評価項目ではない。現在、達成度を評価する項目はまだ案の段階であり、最終確定には至っていないため、早急に確定し、実施していく予定である。

また、施設訪問の結果からの反省点として、在学中における積極性や主体性を培う取り組みや、コミュニケーション能力向上といった項目をＦＤ・ＳＤ活動で取り上げ、「社会人基礎力の育成」「コミュニケーション力」の育成に繋げる必要がある。

小規模な大学運営であることからきめ細やかなサポートが可能であるが、反面自主性や主体性を欠くことの無いようにすることも大切である。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

施設訪問から得られた情報は、卒業生と在学生を直結した形でフィードバックすることができる。今後においても卒業生の就職先である施設の要望をできる限り取り上げていく。このシステムが出来上がっていることは、教育機関としての本学の強みを大いに発揮できるものと考えられる。

②改善すべき事項

コミュニケーション能力、主体性、積極性に関しては、これまでに他分野で社会人経験を重ねてきた社会人学生にとって、その力を発揮する原動力となりうる。社会人学生が、推薦入試・一般入試で入学してきた若き在学生をリーダー的位置に立ち、良い影響を与える仕組みを構築する必要がある。学内における学生主体の行事、とりわけ大学祭においてはもっと主体的に運営させるのも一考と思われる。

４．根拠資料

４(4)－１　各学年の到達目標１年次評価（2009 年入学生）

４(4)－２　到達目標学年別アンケート集計結果（３年次）

４(4)－３　2012(平成 24)年度　前期非常勤講師会資料

４(4)－４　2011(平成 23)年度　施設訪問報告書概要　（既出４(3)－３）

４(4)－５　川崎市立看護短期大学学則　（既出１－７）

第５章　学生の受け入れ

１．　現状の説明

(1)　学生の受け入れ方針を明示しているか。

本学の「看護に関する高度の知識および技術について教授研究し、あわせて豊かな教養と人格を備え、社会の保健医療の向上に寄与しうる有能な人材を育成する」という設置目的を実現するために、「医療の高度化、専門化に十分に対応でき、豊かな感性を持ち、地域社会に根ざした看護専門職として生涯前向きに学び続ける人を求めている。」をアドミッションポリシー（資料５－１　p.1）として掲げている。

このポリシーに沿った資質を持つ人を幅広く迎え入れるために、本学では一般入学試験、推薦入学試験（公募、指定校推薦）、社会人特別選抜試験の三つの入試方式を実施している。アドミッションポリシーは、学生募集要項で明示するとともに、ホームページにおいても公表し、オープンキャンパス時や、全体説明会において説明し、受け入れ方針を明確に伝えている。

入学後、看護専門職を養成するための看護学を教授することは言うまでもないが、卒業後も、自主的に勉学を続ける意識の高い人を求めている。高度な医療サービスを提供するためには持続した勉学が必要であり、就職後において現状に満足せず、専門看護師、認定看護師など、キャリアアップを図れる分野でもあるため、モチベーションの高い人を求めている。

入学前に習得しておくべき知識等、学生に求める内容・水準については、明示していない。この理由は、明示することによる志願者数への影響という観点から実施しておらず今後の課題と考えている。

一般入学試験は「基礎学力をしっかりと身につけ、看護に対する興味･関心を持ち、入学後も積極的に学びを持続できる人材を、大学入試センター試験、個別学力検査（個人面接）ならびに書類審査等により総合的に選抜する。」とし、学力を中心とした選抜を行っていることを明示している。推薦入学試験は「学業・人物とも優秀で、高等学校または中等教育学校の校長が責任を持って推薦する人を対象に学びを持続し、豊かな感性と円満な人間関係を築くことができる人材を、小論文試験、面接試験ならびに書類審査等により総合的に選抜する。」とし、学業と人物評価を合わせた選抜を行っていることを明示している。社会人特別選抜試験は「23 歳以上で、１年以上の社会人経験を持ち、社会人としての経験を、学習や今後の看護活動に活かすことができ、さらに学びを持続し、他学生に学習を活性化させるような刺激を与えることのできる人材を、小論文試験、面接試験ならびに書類審査等により総合的に選抜する。」とし、社会人経験を、本人の入学後の勉学に活かすばかりでなく、他の学生に対するリーダー的な役割を果たすことができる人を求めていることを明示している。推薦入学試験と社会人特別選抜試験受験者は、卒業後に川崎市内に看護職として就職する意志があることを志願資格としている。すなわち、この２つの入学試験方式により、より地域貢献を求める方式であることを示している。

(2)　学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行ってい

るか。

学生募集に関しては、本学が開催する学外入試相談会とオープンキャンパス、高等学校や予備校等の依頼で参加する進路相談会、年間 20 数校程度の高等学校訪問、および本学のホームページなどで広く行っている。

募集手続に関しては、学生募集要項に示した手続き、期限、必要書類等を厳正に守り、実施している。

募集人員に関しては、過去３年分の実績を、本学のパンフレットである「川崎市立看護短期大学　学校案内」とホームページ上で公開している。

試験科目の配点に関しては、一般入学試験におけるセンター試験の配点は募集要項に明示しているが、推薦入学試験と社会人特別選抜試験においては「総合的に選抜する」という表記であり、成績開示請求があった場合は個別の科目の点数の開示は行っておらず、順位等の開示にとどめている。

(3)　適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか。

開学以来、全ての入学試験方式において、志願者数が募集定員を下回ったことはない（表５－１）。

表５－１　入学試験の実施結果（単位：人）

入学年度（平成）	16	17	18	19	20	21	22	23	24
一般入学試験									
志願者数　A	499	528	266	249	231	284	268	228	236
受験者数　B	349	340	160	178	157	203	209	177	185
合格者数　C	66	59	56	56	57	67	65	60	61
受験倍率Ｂ/C	5.3	5.8	2.9	3.2	2.8	3.0	3.2	3.0	3.0
入学者数	53	43	45	45	39	41	36	43	41
推薦入学試験									
志願者数　A	24	50	49	33	42	38	45	38	41
受験者数　B	24	50	46	33	42	38	45	38	41
合格者数　C	20	30	30	30	35	30	30	29	33
受験倍率Ｂ/C	1.2	1.7	1.5	1.1	1.2	1.3	1.5	1.3	1.2
入学者数	20	30	30	30	35	30	30	29	33
社会人特別選抜試験									
志願者数　A	50	81	58	39	40	50	60	78	65
受験者数　B	48	78	58	38	40	49	58	76	65
合格者数　C	7	9	5	5	10	12	12	13	12
受験倍率Ｂ/C	6.9	8.7	11.6	7.6	4.0	4.1	4.8	5.8	5.4
入学者数	7	8	4	4	9	10	11	11	11
総計									
入学者数合計	80	81	79	79	83	81	77	83	85

入学者数については、３月末に入学手続きを終了した後の入学辞退により、過去に、80 人の定員を下回ったことはあるが、最大の入学者数は平成 12 年度の 86 人であり、定員の１割を超えて入学してはいない。

平成 16 年から平成 21 年度の５年間の入学者聡数は 402 人（表５－１）、平成 19 年度から平成 23 年度の５年間の卒業生聡数は 388 人（表５－２）である。

表５－２　卒 業 者 数 （単位：人）

年度（平成）	19	20	21	22	23
卒業者数	75	76	78	84	75

この５年間の中途退学者数は 14 人であり、定員（80 人×５年）に占める中途退学者の割合は 3.50%、実質では 3.48%（14 人÷402 人）となり、公表されている他大学・短期大学の数字（NPO『NEWVERY』が 2010 年６月に発表した「中退白書 2010」によると，高等教育機関のうち国・私立大と短大，専門学校の中退者数は 2009 年度の１年間で 3.3%）と比較すると、他大学と遜色のない状況である。

更なる入学者選抜の適正化を図り、中途退学の抑制に役立てる必要がある。具体的には､各入学試験制度で行っている面接試験の評価方法や評価割合をさらに改善するため、入学後の成績などの分析を進めている。

(4)　学生の受け入れ方針に基づき､学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。

まずは、毎年の年度末に実施する入学試験委員会における活動評価で検証を行っている。また、２年ごとに川崎市立看護短期大学として発行する「自己点検・評価報告書」を作成する段階でも検証を行っている。

さらに、各入学試験制度別の入学者の学習状況（成績）や、卒業生の就職先施設に対して毎年行っている施設訪問調査の結果、そして当然のことながら各入学試験制度における競争倍率の変化などに応じて、募集人員の変更などを行ってきている（表５－３）。また、面接試験で使用する評価票の評価項目や点数配分などの見直しも行っている。

表５－３　入試区分別募集定員(表現)一覧

年度（平成）	募集定員	アドミッションポリシー記載	成績開示方法記載
19	80 名(推薦入学 30 名以内および社会人特別選抜 10 名以内を含む)	○	
20	80 名(推薦入学と社会人特別選抜の合計 40 名程度を含む)	○	○

21	80 名（一般入学 40 名、推薦入学 30 名程度及び社会人特別選抜 10 名程度）	○	○
22	80 名（一般入学 40 名、推薦入学 30 名及び社会人特別選抜 10 名）	○	○
23	80 名（一般入学 40 名、推薦入学 30 名及び社会人特別選抜 10 名）	○	○
24	80 名（一般入学 40 名、推薦入学 30 名及び社会人特別選抜 10 名）	○	○
25	80 名（一般入学 35 名、推薦入学 35 名〈指定校推薦を含む〉及び社会人特別選抜 10 名）	○	○

２．点検・評価

① 効果が上がっている事項

本学では、平成 19 年度から入学者募集要項にアドミッションポリシーの明記を開始した（表５－３）。この結果、本学が教養としての看護学を学ぶための短期大学ではなく、専門職者としての看護師を養成することを目的としていることが受験生に伝わり、受験生が期待する教育内容と、本学が提供する教育内容のミス・マッチが生じることなく、本学の設立目的を達成することができている。たとえば、退学する学生は多くなく（表５－２）、さらには、卒業生のほぼ 100%が、看護師として就職するか、保健師ないしは助産師の資格を得るために進学している。

公立短期大学として、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行ってきている。

受験人口の減少にも関わらず、本学の志願者数は、社会人特別選抜試験、推薦入学試験、一般入学試験のいずれにおいても、定員を下回ったことがなく（表５－１）、さらには、ここ５年程度の間は減少もしていない。オープンキャンパスへの来場者数（表５－４）を見ても、ここ数年、300 人を越える状態を続けており、講堂の収容人数 300 人を超える参加者数のために対応に苦慮するほどである。このようなことから、広報も含めて、本学の入学試験制度は適切に機能しているといえる。

表５－４　オープンキャンパス来場者数（単位：人）

年度（平成）	受付票総数	資料配付総数
21	260	260
22	371	371
23	277（同伴家族を含まず）	380
24	293（同伴家族を含まず）	420

受験生に対する成績開示を平成 20 年度入試から開始している（表３）。次の「②改善すべき事項」には改善を要することとして示したが、現在の開示内容でも受験生からは何

ら追加の問い合わせなどはなく、情報開示としては十分に機能していると考えられる。

平成７年の開学当初から、本学では、毎年の年度末に、各委員会や会議が自己点検評価を行い、さらには、２年毎に自己点検・評価報告書を公表するなど、定期的な検証を続けている。このシステムに従い、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を続けている。

② 改善すべき事項

入学前に習得しておくべき知識等、学生に求める内容・水準については、現在のところ明示していない。この理由は、明示することによって志願者を限定してしまう可能性があり、志願者数の確保という観点から実施に至っていない。しかし、明示しないと、本学が期待する入学生の学力と受験生の学力に開きが生じることも考えられるなど、今後の課題である。

試験科目の配点に関しては、一般入学試験におけるセンター試験の配点は募集要項に明示しているが、推薦入学試験と社会人特別選抜試験においては「総合的に選抜する」という表現としている。また、成績開示請求があった場合においても、個別の科目の点数の開示は行っておらず、順位等の開示にとどめている。この理由は、本学は看護専門職者を養成するという教育目標を達成するために、入学試験においては学力試験ばかりでなく、看護師としての資質を審査するという面接試験を重視しているが、その評価結果をそのまま受験者に開示しても理解されにくい面があることによる。しかし、情報の開示は、受験生から見た本学に対する信頼性をさらに高めるために必要であり、面接試験の方法や評価票等を改善し、本学が求める学生の選抜ができる状態を維持しながら、有用な配点方法を模索していきたい。また、面接試験に関連した研修（ＦＤ）などを実施することによって面接試験官の技能をさらに高めていき、公表につなげたい。

３．将来に向けた発展方策

一般入学試験においても､推薦入学試験においても､志願者数は十分に確保できている。しかし、一般入学試験においては、正規合格者の中から入学辞退者が比較的多くでる傾向にあり、その分、補欠入学で定員を充足させなければならない状況がある。本学は短期大学であるため、４年制大学と併願して受験した人が、４年制大学も合格したために、本学への入学を辞退することがあると考えられる。この問題を解決するために、本学も４年制大学に移行する必要性を感じるが、川崎市の方針は未定である。このため、当面は、３年間で看護師国家試験受験資格を得られる公立の短期大学であるという本学の特徴を強調する広報活動を強化するなどで、より質の高い学生を確保できるように創意工夫していきたい。

推薦入学試験においては、入学後の学習において困難をきたす学生が散見される。このようなことから、高等学校との信頼関係を高め、より適性のある学生の推薦を得られるようにしていくことが重要である。平成 24 年度入学試験から指定校推薦を開始した。過去の受験・入学実績が多く、入学後の学習成績も優れている学生を推薦してきている高等学校を指定校とすることにより、優れた学生の確保を図る計画である。

社会人特別選抜試験における志願者数は毎年多く、１次選抜として行っている小論試験

の採点に多大な労力を要する状態である。社会人特別選抜試験で入学した大多数の学生の学習成績は優れており、社会人特別選抜試験における入学定員枠を増やすことは可能である。しかし、入学後の施設実習や、卒業後の就業状況においては、逆に社会人経験が足かせになっているような状況も散見される。たとえば、毎年のように、介護の仕事を行ってきた人が、本学に入学してくるが、そのような学生の中には、介護士としての判断のくせがなかなか抜けないために看護師としての判断ができにくいことがある。また、社会人経験が長いと、その人なりの考え方が定まっていることが多く、就職した職場の考え方に適応しにくく、早期に退職してしまうこともある。このようなことから、現時点では社会人特別選抜試験の定員枠を増やすことは躊躇される。このため、一般入学試験と推薦入学試験の改善を優先する方針である。

４．根拠資料

５－１　2012(平成 24)年度　学生募集要項

第６章　学生支援

１．現状の説明

(1)　学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生委員会では、「学生ひとりひとりが充実した学校生活をおくり、看護職として地域社会に貢献できる人として成長することを学生生活全般から支援する。」ことを活動方針に定め、学生支援を行っている（資料６－１　p.1-15）。また、きめこまかな対応ができるように学年別活動目標、重点課題を毎年見直しながら目標を掲げている。さらに、委員会は新入生研修、担任制、健康管理、健康相談・指導、防犯対策、奨学金・修学資金、課外活動・学生自治会活動、青朋祭（大学祭）、進路相談・指導、国家試験対策、謝恩会、卒業アルバム、同窓会など係担当ごとに毎年係活動目標をかかげて学生支援をはかっている（資料６－２　p.1-20）。また社会状況の変化の中で多様化した背景を持つ学生に対し、全学年に少人数担任制を実施している。担任教員用小冊子「担任制について」（資料６－３　p.1）、学生用「担任制について」（資料６－３　p.12）に目的を「学生生活に適応し、円滑に学習継続できるように、必要な指導・支援を行う」と明記し「学生生活、学習、適性、進路などで悩みや相談事がある時は窓口となって、支援やアドバイスをしていきます。」と明記している。全担任教員は年２回開催する担任会議で、その目的に照らし担任制について、連携、評価、改善をはかりながら学生支援ができるようにしている。（資料６－３　p.5）

(2)　学生への修学支援を適切に行っているか。

〈1〉留年者及び休・退学者の現状把握と対処

休学については、「疾病その他やむを得ない理由により 60 日以上修学することができないときは、休学願に医師の診断書又は理由を証明する書類を添えて、学長の許可を受け、休学することができる」（資料６－４　p.8）、また、退学については、「退学又は他の短期大学等に転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない」（資料６－４　p.8）と規定されており、教務委員会から教授会に議案として提出される。これにより、当該学生の休学・退学が全教員に周知される。留年者についても進級判定会議・卒業判定会議において審議され、全教員が把握している。

休学または退学を希望する学生は、まず事務局学生係または担任教員等に相談し、その意思が確認される。その意思を確認した教職員から、教務委員会に学生の意思が伝えられる。

その後、教務委員会委員２人による当該学生の面接によって、改めて休学・退学の意思確認を行い、書類手続きに入ることになっている。継続的に相談を必要とする場合には、明確な意思を確認できるよう面接を複数回行っている。当該学生の面接内容は、教務委員会で審議され、その後、教授会で審議後、休学または退学が正式決定となる。

留年者についても教授会（進級判定会議・卒業認定会議）において審議され、全教員が把握する。平成 18 年度の「大学評価学位授与機構」による外部評価において、「各

学年において必要単位未修得者数が多い状況に対策が十分とは言えない」との指摘を受けたため、平成 19 年度から進級に関する履修規程を見直し、新しい履修規程（進級等）の下で、進級判定を進めている（資料６－４ p. 133)。すなわち、再履修を要する科目について学習時間を確保しながら『翌年合格を見込める学生』と教授会で判定された場合に限り、次年度への進級を承認することにし、平成 19 年度から、不合格科目２科目以内を履修規程第 10 条の適用要件とした。しかし、平成 21 年度看護師国家試験において、「２科目不合格の学生および２年連続で対象となった学生」が不合格となり、国家試験に向けての準備が整っていないことが判明した。このため、教務委員会および教授会で審議し、平成 23 年度から履修規程第 10 条のあり方を見直し、『翌年合格を見込める学生』とは、「不合格科目 1 科目までの学生とする」と規程を変更した。不合格科目が 1 科目までで再試科目が少ない学生は、国家試験も合格に至っている。平成 18 年度の外部評価受審以降、「単位未修得者が多い状況に対する対策」の一環として、さらに担任によるきめ細かい個別指導に加え、履修規程第 10 条による学習支援対策を継続したことにより、留年者減少の成果が見込まれた。しかし、学生の状況は個々に異なるため、当面は成績会議などで、履修規程第 10 条改正後の適用者の経過をみながら、教員間で連携をとり個別にきめ細かなサポートを継続していく（資料６－５）。

さらに、成績の開示方法を検討し、平成 22 年度からは学生だけでなく、保証人への成績通知を行うようにした（資料６－６、p 16)。これは保証人にも学生の成績について話し合う機会を持ってもらい、学生が学習への動機づけを高め、より学力向上を狙う一つの支援対策としている。

留年者、休学者に対しては、学生生活全般については担任教員が中心となって指導している。また、進級や復学に関しては教務委員が中心となって面談を行い、担任と密な連携をとりながら統一した指導を行っている。

〈2〉補修・補充教育に関する支援体制とその実施

新学期のオリエンテーション時に、自己の基礎学力を確認できるように、実力テストを行っている（資料６－７）。その後の学習に活かせるよう学生自ら採点して、解説を聞き、学習の意識付けを図っている。また、学生の希望を取り入れた「学習会」も開講している。平成 23 年度は、生化学や文章講座など３回実施し、学生のアンケート結果では、概ね好評を得ている（資料６－８）。

また、新入生の学習支援の一環と国際的視点に対応する科目がないことへの対策として、全学年が参加できるような合同特別講義も開講している。平成 23 年度は、カリキュラムに『国際的視点』の内容を補うため、「感染症：日本と世界と」、「国連難民支援の実際：国際医療活動の現状」というテーマで２回開催し、平成 24 年度は「海外の緩和ケア事情」をテーマとした。平成 23 年度の学生アンケート結果では、好評を得ており（資料６－９）94～99％が役に立ったと回答していた。

また、半期ごとに時間割上「補講」という日を設け、各科目の担当教員が授業時間以外に補講を必要とする場合には、補充授業を行うようにしている（資料６－10)。

〈3〉障がい等サポートが必要な学生に対する修学支援措置

施設のバリアフリー化の一環として、エレベーターや、車いす用トイレが設置されている。そうした学生に対応するために、「学生募集要項」に「障がいを有する等により受験に係る相談事項がある場合は、本学総務学生課入試担当へ連絡してください。」と明記している(資料６－11 p.3)。過去に相談を受け、本学の授業内容、実習内容、看護師国家試験免許の欠格事由（保健師助産師看護師法　第９条)「心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことのできない者として厚生労働省令で定めるもの」(第３号）については免許を与えないことがあることも説明しながら相談にあたっている。また開学以来、障がいのある学生が在籍したことがないため修学支援の経験はない。しかし、入学後のけがや病気、家庭の問題等により、一時的に修学支援の必要な学生は年間3～6人程度おり、担任を中心に、科目担当教員、学生委員長、教務委員長、実習調整委員長、健康相談室長、学科長などが連携し、指導や支援を行っている。さらに、これまでに外国人留学生の受け入れ経験はないが、平成20年度入学生のうち１人、平成22年度入学生のうち１人が帰国子女で、日常生活に支障はきたさないが、学習上の困難が生じて、担任や科目担当教員が相談や個別の補習指導・支援をしたケースがある。

〈4〉奨学金等の包括的な経済的支援

奨学金を必要とする学生は、本学独自の奨学金制度である川崎市立看護短期大学奨学金（各学年10人)、日本学生支援機構や出身地方自治体の奨学金制度、神奈川県修学資金、川崎市修学資金を利用している。これら奨学金制度を学生が利用する際は、事務局総務学生課が年度当初に学生に説明し、学生が申請を行う。「奨学金・修学資金取り扱いマニュアル」(資料６－12)に基づいて、経済的困窮状況とともに、学生の希望状況を一覧表にまとめる。それをもとに学生委員会で審議、教授会審議をして支援の決定にあたっている。平成23年度在籍学生240人のうち144人（60%）が奨学金を受給し修学している(資料６－13)。

授業料等については分納制度、減免制度による経済的支援を講じている。これは「川崎市立看護短期大学学則」(資料６－14 p.11)第42条「学費の支弁が極めて困難な者に対しては、授業料の分納を許可し、又は授業料の全部若しくは一部を免除することができる」を根拠とした制度である。以下のいずれかに該当する場合、授業料の減免を申請することができる（「川崎市立看護短期大学授業料等の減免等取扱要綱」(資料６－14 p.216)第３条）。

① 授業料を支弁する者が死亡し、又は障害の状態となり、これに代わる者がいないとき。

② 授業料を支弁する者が風水害等の重大な災害を受けたとき。

③ その他市長が特に必要と認めたとき。

また、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる者で、以下のいずれかに該当する場合、授業料の分納を申請することができる。（「川崎市立看護短期大学授業料等の減免等取扱要綱」(資料６－14 p.216 第２条)

①経済的理由により授業料を一括して納付できない者

③ 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があると認められる者

この制度については入学時のオリエンテーションで周知し、また年度途中であっても担任面接などで相談を受けた場合、担任、学生委員長、事務局間で連携し、希望者に対しては具体的な申請方法等について説明している。東日本大震災による被災学生1人が平成23年前期授業料減免措置を受けた。また、分納措置を受けた学生数は、平成23年度3人、平成24年度2人であった。

(3) 学生の生活支援を適切に行っているか。

1･2年生は学生12～13人に対し担任教員2人､3年生は学生5～6人に対し担任教員(看護系教員のみ)1 人を配置している（資料６－３）。学生の抱える多岐にわたる問題に対応して、経済・生活面、身体面、心理、学習面、進路面等で容易に相談できる環境を整えるため、各学年の始期、終期の２回において担任面接を実施している。平成23年度からはさらに前期試験終了後（夏休み前）にも一回面接の機会を増やした。また、課外活動や学生自治会、青朋祭(大学祭)などには学生委員会担当が、サークル団体には学生から依頼を受けた教員が顧問を務め､充実した学生生活を送れるように支援している(資料６－15)。さらに、オリエンテーション期間には、新入生を中心に、学生が自分で身を守るという危機管理意識の啓発のために、幸警察署の協力を得て防犯講習会を開催している。

学生の健康については､「学校保健安全法」に基づき保健相談室を設置し、保健師１名が常駐し、学生の応急処置や健康相談を随時実施している。月１回学校医が来学し、面談・相談を行っている。また、年１回の健康診断と結果のフォローを実施し、本学の専門性から医療現場の実習に備えている。規定の検査に加えて、末梢血検査（貧血）やHBs抗原・抗体価はじめ、各種感染症（結核、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）の抗体価等検査を行い、ＨＢワクチン接種も実施している。これらは、学生本人と患者の安全を守るためのものであり、また実習病院からも学生の管理面においてこれらを実施することにより信頼を得ている。

また、学生のメンタル面の対策としては、学生相談室を置き、週１回、学校カウンセラーとのカウンセリングを実施している。相談窓口を一つにして、直接カウンセラーと学生が連絡を取り、カウンセリングを受けるシステムとし、プライバシー保護に努めている(資料６－16)。相談件数は、年々増加しており、学生の中でも抵抗なく相談できるという安心感が定着してきていると考える。

さらに、年１回、全学生を対象に健康教育の時間を設け、講演会を実施している。「禁煙」「放射線」「メンタルヘルス」等をテーマにして行ってきた。これらは、学生の健康の保持・増進のためによい刺激となっており、アンケートでもよい結果となっている。

このように学生の健康に関し、身体面と精神面での役割分担もはっきりしており、校医、保健師、カウンセラーとの連携が図れ、良好に機能していると考える。

(4) 学生の進路支援を適切に行っているか。

〈1〉進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

進路ガイダンスは年間3回実施している。4月の第1回進路ガイダンスは、2、3年

生を対象に３部構成で実施している。第１部は、就職・進路に関する概要、キャリアプラン、第２部は事務局の担当者による就職・進学試験の受け方と手続き、進路希望調書記入方法について、第３部は、川崎市病院局からと市立病院からそれぞれ２名ずつの卒業生と先輩の話で構成している。第２回進路ガイダンスは、学生の希望により、「小論文の書き方」を取り入れ、平成 23 年度は 68 人（76 名人）の学生が参加した。７月の第３回進路ガイダンスでは、就職試験時の個別面接の練習を実施し、57 人の学生が参加した。また、進路指導としては、3 年生に対し 4 月のオリエンテーションで進路希望調書を記入させ、これを総務学生課で管理し、進路が確定したら学生に報告及び記入を義務づけ、進路確定状況の把握に努めている。3 年生においては、進路や国家試験指導もあり、担任面接の回数が年間５～６回程度となる。さらに進路においては、ゼミ形式で行われるテーマ別看護論が年間を通した授業となるため、この科目担当教員への相談もしやすい環境となっていると言える。

さらに、進路指導室には求人情報が市内、県内、それ以外の県ごとにファイリングされ、いつでも見られるようにしている。また、卒業生による病院紹介や、就職試験情報もファイリングし、就職辞退届の書き方等も掲示している。進学についても過去問題が卒業生達から情報提供され、ファイルリングしている。

特に国家試験に関しては、力を入れており、入学時のガイダンスをはじめ、各学年において看護師国家試験対策を実施している。2 年生には、学生支援の名目で後援会費より一人あたり、模擬試験１回分と、国家試験対策のテキスト一冊 6000 円が補助される。これ以外にも２年生は、学内実力テスト１回、模擬試験１回が実施される。３年生については、年間学内実力テスト３回、模擬試験５回（申込制のため３回は受験するようにすすめている。）と夏期補講と直前補講を実施し、国家試験合格率の向上に向けた対策を図っている。さらに、良い学習環境を提供すべく全ての授業・実習が終了する 12 月からは、毎年国家試験対策強化学習室（語学学習室を利用）を開設している。ここでは、暖房はもとより毛布による防寒対策、テキスト、必修問題等も閲覧できる。

〈2〉キャリア支援に関する組織体制の整備・支援

学生委員会の所掌事項で行われており、学生委員長、副委員長、進路担当を中心に、担任教員と有機的な連携のもと、全教職員で行っている。

「川崎市立看護短期大学学生委員会規程」（資料６－14 p. 97）第１条において「川崎市立看護短期大学教授会規程第７条第２項に基づき、学生委員会（以下『委員会』という）の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。」と明記されている。

また委員会は次に掲げる事項を調査審議する（第２条）の中に、以下が明記されている。

・看護師国家試験対策に関すること
・学生の進路指導（就職及び進学等）に関すること

２．点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉生活支援および修学支援に関して

修学支援としての学習会や合同特別講義は、学生のアンケート結果で、概ね好評を得ており、補充教育の効果が上がっている。

退学者数も平成 22 年度は 4 人、平成 23 年度は２人と減っており、ほとんどの学生が退学することなく卒業しており、学生支援に対する取り組みの効果と言える。また、退学者の内、「経済的理由」をあげた者は皆無であり、授業料減免制度等の経済的支援が有効であったと考えられる。平成 23 年度には、担任面接の回数を各学年の始期と終期に前期試験終了後（夏休み前）を加え、三回することにした。そのアンケートの自由記載では、担任制の良い点として、何かあった時・困った時に相談できる 9 人、定期的に面接があること 7 人、担任なら話しやすい、何でも聞いてもらえる 4 人、安心感がある 3 人などと回答しており、相談体制へのよい評価が記載されていた（対象１年生　回収数 23 人、資料６－17)。これは、「学生の権利を守り、またプライバシーに関して必要な配慮を行う」（教員用)（資料６－３）と倫理的配慮を重視しながら、担任制による学生への支援の成果としてあげられる。

健康面に関しても、健康診断のフォロー体制も良く、今までに大きな問題は生じていない。また、予防接種はＨＢｓ抗体価の低い学生全員に実施して、臨地実習に万全の準備を行ってきたため、実習病院からも信頼を得ている。健康相談およびカウンセリング件数は、年々増加しており、学生の中で抵抗なく相談できるという安心感が定着してきていると考える。校医、保健師、カウンセラーとの連携も図れ、年 1 回開催の健康教育は、学生の健康の保持・増進のためよい刺激となっている。

また、学生が自分で身を守るための危機管理意識の啓発のための防犯講習会には、80 人が参加しアンケートにも役立ったとの回答が多く好評であった(資料６－18)。毎年実施している新入生研修や学内交流会も好評である（資料６－19)。１学年 80 人の単科の短期大学であるが、自治会活動、課外活動も活発であると思われる(資料６－15)。大学祭（青朋祭）も昨年度は、東日本大震災のため当初の計画では、規模を縮小して実施する予定であったが、各担当の頑張りもあり結果的には、例年と同様に盛況に実施することができた(資料６－20)。以上から「学生ひとりひとりが充実した学校生活をおくり、看護職として地域社会に貢献できる人として成長することを学生生活全般から支援する。」といった活動方針にそった活動が成果をあげていると思われる。

〈2〉学生の進路支援に関して

また、平成 23 年度卒業生 75 人のうち、就職が 65 人で、そのうち川崎市内への就職者は 40 人で市内就職率が 53.3％と、昨年の市内就職率 52.4％を上回る結果であった(資料６－21 p.2)。進学については７人（9.3％）で、96％の学生が就職または進学を決定した。また、平成 23 年度卒業生の看護師国家試験結果は、75 人中 72 人（96％）で全国平均 95.1％を上回り、昨年の本学合格率 93.5％をも上回った(資料６－21 p.2)。看護師国家試験の合格は看護師としての就職には必要条件であるため、合格率がアップしたことは、進路支援に一定の効果があったと言える。

②改善すべき事項

〈1〉看護師国家試験に向けた取り組み

本学では看護師国家試験合格が看護師としての就職の必要条件となるため、不合格者が出ない取り組みが重要な課題である。平成 23 年度の現役不合格者は３人であった。そのうち２人は留年経験があり、学習の取り組みにやや問題があった。残り１名は社会人入学の学生で、模擬試験を 12 月の１回しか受験しておらず、このような学生に対する指導・支援が課題となる。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

看護師国家試験合格が看護師としての就職の必要条件となるため学生ひとりひとりがモチベーションを高く持ちつつ、3 年間の学業を自ら積み上げようとしていくことが必要である。今後、看護師国家試験合格に向けて、学生が学業に専念できるように、経済・生活面、身体面、心理面、学習面、進路面等から、プライバシーを重視しつつ、自由に相談できる環境や対応をいっそう充実させていく必要がある。また、昨今の経済・社会状況の中でも、学生生活がより充実したものとなるように、学内環境の整備、大学祭、自治会活動などの支援に努めていく必要がある。

②改善すべき事項

〈1〉円滑な学習継続支援

前述のごとく看護師国家試験不合格者 3 名中 2 名が留年者であり、継続的な学習基礎力の補修支援などが必要であると考える。またもう 1 名は 3 年生で模擬試験の受験が一回にとどまった社会人入学生であり、指導計画上、想定外であった。現在の経済状況では、社会人入学生はもとより、一般の学生においても、アルバイトをする学生は多い。アルバイトによって勉学の時間的な制限も受けている。とりわけ 3 年生はアルバイトを最小限として学業が継続できるよう、最大限の方策・支援を学生とともに引き続き検討をしていくことが重要と考えている。さらに業者模擬試験だけでなく、本学としての実力テストなど費用負担のない模擬試験の導入などを工夫する必要があると思われる。

〈2〉健康面での支援

学生の身体面、心理面での個別相談システムは機能している。しかし、心理面でのカウンセラーとの相談は、予約制であり、学生が相談したい時にタイムリーに相談できない現状がある。さらに学生がもう一歩踏み込んだ健康相談ができるようなプログラム開発が必要であると考える。たとえば、「性」「エイズ」等、現代の若者の特性を踏まえ、正しい知識を伝える研修をシリーズで実施し、健康相談の機会を提供する等が考えられる。

また、過密なカリキュラムで臨地実習等、緊張する場面の多い看護学生の心理面へのサポートは重要であり、カウンセラーの相談日を増加し、よりタイムリーな対応を行っていく必要がある。

４．根拠資料

６－１　2012(平成 24)年度　学生委員会活動方針

６－２　2011(平成 23)年度　学生委員会活動総括

６－３　担任制について
６－４　川崎市立看護短期大学学則　（既出１－７）
６－５　2010(平成 22)年度　教務委員会総括
６－６　2012（平成 24）年度　HANDBOOK OF COLLEGE LIFE（既出１－３）
６－７　2012（平成 24）年度　オリエンテーション日程および会場（既出１－11）
６－８　2011（平成 23）年度　学習会アンケート結果
６－９　平成 23 年度　学内合同特別講義アンケート結果
６－10　2012（平成 24）年度　年間授業時間割表（既出４(2)－４）
６－11　2013(平成 25)年度　学生募集要項
６－12　奨学金・修学資金取り扱いマニュアル
６－13　平成 23・24 年度　奨学金・修学資金受給状況
６－14　川崎市立看護短期大学学生委員会規程（既出１－７）
６－15　2012(平成 24)年度　課外活動団体
６－16　2012(平成 24)年度　HANDBOOK　OF　COLLEGE　LIFE　（既出１－３）
６－17　2011(平成 23)年度　担任制に関するアンケート結果
６－18　防犯講習会実施後アンケート結果
６－19　学内交流会アンケート結果　2011(平成 23)・2012(平成 24)年度
６－20　2012(平成 24)年度　青朋祭パンフレット
６－21　2012(平成 24)年度　前期非常勤講師会議次第（既出４(4)－３）

第７章　教育研究等環境

１．現状の説明

(1)　教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学では、学生にとって「入ってよかった大学」といえる学習環境、教職員にとって「働いてよかった大学」といえる教育研究環境をめざしてそれらの整備に努めている。

毎年の学生教育用備品等の選定･予算要求に関しては、学長の総括の下、学科長が事務局長と共に纏め役となり事務局と共同して円滑に調整を進めている（資料７－１）。平成18年度受審した外部認証評価結果においても、基本的に学生教育に必要な教育環境が確保・整備されているとの認証を得ている。

開学18年目(築18年)を迎えて教育用機器・設備等において経年的な消耗･劣化、耐用年数・安全面等から見直し・更新等が必要なものも少なくない。適宜、応急対応は行ってきているが、今後、厳しい財政的制約のある中で、中･長期的展望に立った戦略的方策の推進が一層大切になると認識している。

教員の教育研究環境に関しては、「研究交付金要綱」（資料７－２　p.112）を制定し、本学の設置目的に適合する研究に必要な経費を研究交付金として交付し、教育研究活動や学術の振興に寄与している。また教員の研究活動を促進するためには、教員の学外活動も重要であるが、本学は川崎市を設置者とする公立短期大学であるため、地方公務員法第38条（資料７－３　p.13）により営利企業等の従事制限がある。しかし、教育公務員特例法17条（資料７－４　p.3）により、任命権者（本学では川崎市長）が認める場合は（資料７－５、資料７－６、資料７－７）その職を兼ね、また従事することができるとされている。その特例法を受け、本学では、兼職の範囲や基準を定めるために要綱を制定し、他大学や病院で非常勤講師や研究・指導を行う場合や、研究上有益な学会の役員や委員の職に就く場合など、研究・教育上有用でありかつ教員の資質向上に役立つ場合には兼職に対する弾力的な運用を認めている。

また、設備面では、本学の学内情報システムは、情報処理学習室のパーソナルコンピュータ（以下PCと略す）群、教員使用のPC群、図書館のPC群の３ブロックから構成され、これらを総合管理システムが束ね、学外とも接続されている。それらのシステムを管理するために平成17年に「情報システム利用規程」（資料７－８　p.246）を策定したが、その中で、システムの利用目的として、教育・学術の研究、学生生活の支援・推進、情報通信等を謳っており、教育研究の環境整備を設備の面から支援するものとなっている。

(2)　十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学は、川崎市を設置者とする公立短期大学であり、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。

校地面積は12,375.82㎡、校舎面積は9,418.48㎡で、短期大学設置基準の基準面積を上回っており、講堂、体育館、図書館、講義室（８室)、演習室（６室)、情報処理学習室、語学学習室、基礎看護実習室等各実習室（８室）等を有している。教員用としては、個人研究室（21 室)、合同研究室がある。学生の厚生施設としては、学生・職員食堂、

保健室、学生相談室、自治会室、課外活動室（2 室）がある。さらに、学生用と教員用それぞれ談話室を設けている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分機能しているか。

〈1〉図書館資料は、本学の学問分野である看護およびその関連分野の専門図書を中心に収集を行っている。平成 23 年度末における図書館の蔵書数は 41,933 冊、定期刊行物 100 種類（外国書 1 種類を含む）、視聴覚資料 1,127 種類、電子ジャーナル 1 種類となっている（資料７－９）。平成 23 年度の図書受け入れ冊数は 1868 冊で、蔵書内訳は表７－1 のとおりである。学問分野に関する主な蔵書の比率は医学・薬学等 27.1%、看護学 14.7%と 40%以上を占めている（表７－１）。

表７－１　図書館蔵書統計　（平成 24 年 3 月末日現在）

分類記号	区分	和書（冊）	洋書（冊）	合計（冊）
0	総記	1,194	63	1,257
1	哲学	2,534	69	2,603
2	歴史	1,658	36	1,694
3	社会科学	7,499	273	7,772
4	自然科学	17,901	1,398	19,299
490～499(除く 492.9)	*(再掲)医　学*	*10,012*	*652*	*10,664(27.1%)*
492.9	*(再掲)看護学*	*5,993*	*691*	*6,684(14.7%)*
5	技術	1,181	30	1,211
6	産業	285	3	288
7	芸術	1,586	50	1,636
8	言語	1,023	52	1,075
9	文学	5,085	13	5,098
合計		39,946	1,987	41,933
前年度合計		39,886	1,981	41,867

定期購読雑誌の選定については、平成 21 年度に大幅な見直しを実施した（資料７－10）。特に洋雑誌は電子ジャーナル ProQuest 導入を決定し、このデータベースに含まれない 1 誌のみ購読を継続した。外部データベースは医学中央雑誌 Web 版、CiNii、J-DreamⅡ、CINAHL、ProQuest を導入している（資料７－11）。図書館には OPAC 以外の利用者端末は２台しかないため、医学中央雑誌 Web 版は ID/パスワードを割り振り、研究室と情報処理学習室での利用も可能にしている。

資料のデータ入力は国立情報学研究所の目録所在情報サービスに参加し、これに準じて本学の所蔵目録を作成している。

〈2〉図書館の管理運営については、図書委員会が設置され予算や資料選定、図書利用に関する調査・審議等を行っている。職員は館長（教員兼務）、職員（司書）4 人（専任１人、非常勤 3 人）が配置されている。開館日は原則として月曜日から金曜日。開館時間は 9 時～19 時 30 分（月曜日のみ開始は 10 時）であり、内外にも周知している（資料７－11、資料７－12、資料７－13、資料７－14、資料７－15、資料７－16）。また、土曜日開館については平成 19 年度より試行を開始し、随時実施している。平成 19 年度の学生アンケート調査の結果、休日開館の希望があったことから、平成 20 年 1 月より試行的に土曜開館を行った。その結果、合計 23 人の利用があり、平成 20 年度より土曜日開館を年間単位で計画、実施した（資料７－10、資料７－17）。更に平成 23 年 9 月から、本学の事業として看護職への「生涯学習支援講座」や「看護研究支援」が行われることとなり、受講期間中は、受講者は図書の閲覧ができることとなった。生涯学習支援講座は土曜日に開講されていることから、講座開催日に併せて土曜開館を実施し、学生だけでなく受講者も利用できるように配慮した（資料７－18）。平成 23 年度は土曜日開館を 10 月から 5 回実施し、計 71 人が利用した（資料７－19）。

図書館利用者数、貸出冊数は資料７－15 の通りで、年間利用者、貸出数ともに増加している。その他の利用状況は表７－２の通りである。

表７－２　平成 23 年度　図書館利用実績

開館日数（日）	年間貸出冊数	１日平均貸出冊数	複写ｻｰﾋﾞｽ（枚）	相互貸借業務　（件）			
				図書資料貸借		文献複写	
				受付	依頼	受付	依頼
228	6,492	28.5	6,678	3	0	81	63

また、外部データベースの利用状況は、平成 23 年度年間ログイン数は医学中央雑誌：652 回であり、平成 22 年度：447 回を上回っていた。また同様に CiNii：487 回（平成 22 年度：199 回）、J-DreamⅡ：197 回（平成 22 年度：40 回）、CINAHL：24 回（平成 22 年度：6 回）であり、いずれも前年度より利用回数の増加傾向が認められた。尚、洋雑誌データベースの ProQuest は 22 回（平成 24 年 4 月～7 月）のアクセス回数であった。（資料７－20）

〈3〉図書閲覧室は資料７－21 のとおりで、閲覧室には座席数が 80、その他ラウンジ等に 10 席が設置されている。グループ学習室の設置はない（資料７－11）。

〈4〉他施設・機関との連携については、日本看護図書館協会、神奈川県図書館協会、神奈川県内大学図書館相互協力協議会、日本図書館協会、公立短期大学図書館協議会の 5 団体に加盟し、また国立情報学研究所目録所在情報サービスに加入し相互の連携・協力体制を図っている（資料７－11）。
他大学等図書館利用依頼状況は平成 23 度は 0 件であった。

(4)　教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。

教育事業費については、教育効果や新しい状況への即時性を高めるため、学生教育経費、教員経費、研究補助金等を事業毎に予算配分するとともに、管理経費については、全体枠を設定しながらも緊急度や必要度に応じて予算配分することにしている。

教員の研究費については、研究交付金マニュアル（資料 7－22）に基づいて配分することとしている。すなわち、研究費を①教育研究費基礎的交付金と②教育特別研究費交付金の２つに区分する。①は、本学の設置目的に適合する研究に要する経費として交付する。ただし、付加金を交付することができる。②は、本学における学術研究の奨励等を目的として交付する。研究分類は、特別研究費、課題研究費、奨励研究費、地域貢献・連携研究費、外部資金獲得研究費及び研究公開費とする。①の上限額は、教育、学問域及び職の区部に応じて定める。教員の定員 30 名に対して、教授 600 千円（×7 人）、准教授 500 千円（×9 人）、講師 400 千円（×5 人）、助教 300 千円（×9 人）、合計 13,400 千円。研究等の内容により、基礎経費の上限を超える予算を必要とする場合は、付加金を申請する。付加金は合計 1,400 千円。②の額は、合計 1,400 千円。研究費の総額は、①②を合わせて 16,200 千円である。研究施設としての専任教員研究室は、講師以上の教員には一人 1 室の個人研究室（21 室）、助教には合同研究室が与えられている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がされていると判断する。

(5)　研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

〈1〉研究倫理に関する学内規程の整備状況とその適切性

平成 23 年 4 月から「川崎市立看護短期大学研究倫理審査委員会規程」（以下、「規程」（資料７－23 p. 107））が施行された。併せて、「研究倫理審査申請書」（資料７－24）「研究計画書」（資料７－25）「研究倫理審査結果通知書」（資料７－26）「修正結果報告書」（資料７－27）等の様式も定められた。

規程はまず、「川崎市立看護短期大学において行われる人を対象とする研究について、『ヘルシンキ宣言』並びに『看護者の倫理綱領』に沿って、倫理的配慮が払われているかに関する審査を行うため、川崎市立看護短期大学研究倫理審査委員会を置く。」（第１条）と、研究倫理審査委員会設置とその目的を述べている。

審査結果（判定）は、「承認」「条件付承認（仮承認）」「不承認」「差し戻し」「非該当」のいずれかとしている（第６条）。

また、規程を補助し、研究倫理審査申請と審査の具体的内容を説明するものとして、「川崎市立看護短期大学研究倫理審査要領」（資料７－28）（以下、「要領」）を作成している。その項目は、１．申請の対象となる研究、２．申請方法、３．審査の内容、４．審査の内容、５．審査結果の通知、６．審査結果通知後の対応、７．異議申し立て、８．研究倫理審査結果証明書、である。

このうち、「３．審査の内容」では、研究協力者の人権擁護、理解と同意、研究協力者に起こりうる危険性・不利益と研究の意義、個人情報保護の意義などを、審査の基準として挙げている。「６．審査結果通知後の対応」では、審査結果（判定）が「条件付承認」の場合に、申請者が、指示された修正を施した研究計画書を提出することを求めているほか、不承認の場合の再申請の手続きや、承認後の研究計画変更の場合の手続きについ

て、定めている。「７．異議申し立て」においては、申請者が審査結果に異議がある場合に、理由書を添えて再審査を求めることができるとしている。

なお、研究倫理審査申請書と研究計画書については、内容的に重複する部分があるところから、申請者の意見も参考にし、委員会において審議の上、項目を一部整理・統合して、申請関係書類作成の負担を軽減し、申請・審査をより行いやすいように改善した。

〈2〉研究倫理に関する学内審査機関の管理・運営状況とその適切性

規程に基づき発足した、川崎市立看護短期大学研究倫理審査委員会（以下、「委員会」）は、教授会によって選出された２年任期の委員４人によって構成され、委員の３分の２の出席を会議成立の要件としている。委員会は、毎月第１水曜日に開催することとし、その７日前までに提出された研究倫理審査申請について審査を行っている。平成 23 年度における研究倫理審査申請件数と審査結果、申請者の所属は以下の通りである。

研究倫理審査申請：１１件（差し戻し後の再申請１件を含む）
研究倫理審査結果　「承認」１件、「条件付承認」９件、「差し戻し」１件
研究倫理審査申請者の所属　本学教員：６人、本学非常勤講師：３人、その他：２人

委員会は、審査にあたっては、研究倫理審査申請書、研究計画書とそれに添付された、研究協力者への説明・同意文書を審査のための資料として討議を行い、公正な審査に努めている。また申請の審査だけでなく、研究倫理審査の原則に関わる原則的な問題についても、折に触れて文献等も参考にしながら討論するなどし、委員会全体として知識を向上させ、より適切な審査ができるように努めている。たとえば、研究から得られる利益と研究協力者の不利益との比較、データの匿名化、利益相反の問題等である。また、一般教員を対象とした研修会では、生命倫理の意義とその諸原則の解説や、倫理審査等のなかで浮かび上がってきた問題点の紹介等も行った。

２．点検・評価

①効果が上がっている事項

学習・教育活動の整備に関しては、研究費や研究活動を支えるための要綱を整備し、教員をバックアップする体制が出来ている。これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

また、施設面についても、本学は、川崎市を設置者とする公立短期大学であり、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有している。本学の校地面積、校舎面積とも短期大学設置基準の基準を上回っており、これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

図書館、学術情報サービスに関しては、「土曜日開館」を平成 20 年度より実施しており、学生や外部看護職者が利用でき、一定の成果があった。学生の年間図書貸し出し冊数は 4.619 冊であり、平均一人当たり 19 冊であり、全国平均を上回っている。（国立大学 9.4 冊、公立大学 12.3 冊、私立大学 7.5 冊、短期大学 5.0 冊、『日本の図書館 2007』より）。また外部データベースの利用は年ごとに上昇しており、文献検索に利用されてい

る。

研究倫理に関しては、規程が施行され、委員会による倫理審査が開始されたことで、学内において行われる研究に関する倫理意識が向上し、被験者に対し慎重に研究が行われるようになった。また研究倫理審査申請書や研究計画書の提出、審査の過程が入ることで、研究計画そのものの質を高めることにも寄与していると考えられる。委員会では、個々の案件の審査をきっかけとして、それを包摂する原理的問題についても討議し、研究倫理についての理解を深めている。

②改善すべき事項

経年的劣化備品・設備の課題を含め、将来に渡る整備計画の方針が、明確に定められているとまでは言えない。平成21年７月の「保健師助産師看護師法」改正（平成22年４月施行）で、看護師教育は４年制大学での教育を基本とすると明記された。この対応として、「川崎市立看護短期大学あり方検討会」に諮問し、答申を得たが、将来像をより具体化するための検討を進めていく方向性は打ち出したが、まだ、検討段階にあり、具体的なスケジュールを立てる段階には至っていない。

図書館、学術情報サービスに関しては、図書館だよりを活用し、図書館の利用状況（図書閲覧、貸し出し、データベースの利用等）をより活性化する必要がある。学生に対しても主体的な学習の促進への支援、また教員に関しては教材研究、研究活動の促進のための人的資源の活用等を推進する必要がある。

研究計画の倫理審査申請及び審査に関しては、研究者に負担感を感じさせるものとなりがちである。実際、審査の結果として「承認」になった申請案件は平成 23 年度においては１件であり、残りのほとんどが「条件付承認」として、申請者に計画書の修正を求める結果となった。これと関連して、倫理審査申請にあたっては、どのような点に配慮すべきか啓蒙する必要があると考えられる。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

施設・設備面では、築 18 年目となり老朽化や設備の陳腐化（時代遅れ）が進行している面もあるが、公共建築物を担当する部局では５年に一度を目途に建物の老朽化の調査を行っており、今後も継続的な調査を続けることで、施設の維持が図れるものと思われる。音響機器等の設備については、寿命も短く、陳腐化のタイムスパンも短いため、その都度、所管局の緊急整備費や他費目の予算の流用、また枠外予算の要求などを通して、こまめに対応して設備の更新を図っている。今後は、寿命の短い設備についても、中期的な予算の要求を交えていくことで、短中期の対応により柔軟に対応していく方針である。

図書やデータベースに関する環境の整備はかなり進んできており、引き続き限られた予算の中で利用者のニーズを的確に把握しながら整備をすすめていく。

研究倫理については、研究倫理の重要性の認識や、研究倫理の問題についての理解をさらに深めてゆく。規程、要領、また申請・審査の流れ等をチェックし、必要に応じて改善することで、審査、申請をよりスムーズに進められるようにすることが目標である。

③ 改善すべき事項

平成22年３月に「川崎市立看護短期大学あり方検討会」から報告書（資料７－29）が市長に提出され､今後求められる高度･専門的な医療に対応できる看護師の養成に向け、４大化とすることが望ましいが、市全体の看護職の養成や確保の考え方の整理、養成体制の見直しが必要であるとされた。これらの報告内容を踏まえつつ、市内医療機関等における看護人材が不足している状況も考慮して、現在の市立看護短期大学の看護師養成実績を拡大維持し、市内の養成機関として期待されている役割を確実に果たしながら、機能強化を図るとともに、将来的な４大化への移行も視野に、運営形態や設置基準等の調査など、将来像をより具体化するための検討を進めていく方向である。

また、図書やデータベースに関する環境の整備はかなり進んできているものの、それを利用する学生のソフト面での支援が不足していると考えられる。情報収集に関して、卒業時に習得すべき内容を整理し、学生や教育の実態を調査し、問題を明確化していくことが必要である。

毎年の学生、教員に対するアンケート調査を実施しているので、少しでも利用しやすく、またニーズに合わせてシステムや図書館環境を随時、改良していく必要がある。平成 24 年 10 月に図書館職員より起案書の提出があった（資料７－30)。科目のレポートや課題に対し、図書館司書と教員が協働して図書の利用を活性化していくというものである。24 年度後期は事例的に取り組むこととなり、将来に向けて学生の情報収集能力の強化を図ろうと考えている。

基本的な倫理審査原理と基準についての理解を共有することによって、申請の負担感を軽減し､倫理的に配慮された研究が､より活発に行われるようになることが望ましい。倫理審査におけるポイントについて理解が深まるように活動してゆく。原理的な問題についての理解を定着させるとともに、個別の審査事例を通じての具体的な注意点の提示を行い、研究者の研究計画や倫理審査申請がより円滑に行われるように努める。

４．根拠資料

７－１　2012(平成24)年度　各委員会予算内示
７－２　川崎市立看護短期大学研究費交付金要綱
７－３　地方公務員法第38条（川崎市職員服務ハンドブック）
７－４　教育公務員特例法第17条
７－５　川崎市立看護短期大学に勤務する教員の兼職等の許可に関する指針について
７－６　川崎市立看護短期大学に勤務する教員の兼職等の許可に関する指針
７－７　職務専念義務の免除及び営利企業等従事許可の手続きについて
７－８　川崎市立看護短期大学情報システム利用規程
７－９　図書、資料の所蔵数　（「短期大学データ集」表16)
７－10　自己点検・評価報告書　2009(平成 21)・2010(平成 22)年度（既出１－10)
７－11　2011(平成 23)年度　年報
７－12　図書館利用上の注意
７－13　図書館利用案内パンフレット

７－14　図書館だより
７－15　図書館利用状況　（「短期大学データ集」表 16）
７－16　図書館情報　（大学ホームページ
http://www.kawasaki-nursing-c.ac.jp/home/hp/library/instruction.htm）
７－17　自己点検・評価報告書　2007（平成 19）・2008（平成 20）年度
７－18　2012（平成 24）年度　生涯学習支援室会議資料　平成 23 年度活動総括
７－19　2012（平成 24）年度　図書委員会資料「土曜開館利用者一覧」
７－20　2012（平成 24）年度　図書委員会資料「医中誌統計」他
７－21　学生閲覧室等　（「短期大学データ集」表 17）
７－22　川崎市立看護短期大学研究交付金マニュアル（平成 24 年度版）
７－23　川崎市立看護短期大学研究倫理審査委員会規程
７－24　研究倫理審査申請書
７－25　研究計画書
７－26　研究倫理審査結果通知書
７－27　修正結果報告書
７－28　川崎市立看護短期大学研究倫理審査要領
７－29　川崎市立看護短期大学あり方検討会報告書　（既出３－21）
７－30　2012（平成 24）年度　図書委員会資料「起案書」

第８章　社会連携・社会貢献

１．現状の説明

(1)　社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は川崎市内唯一の看護短期大学として川崎市および、地域社会に貢献する必要があり、本学の教育目的にも「社会の保健医療向上に貢献しうる有能な人材を育成する」と表されている。学長は、１.「入ってよかった大学」、２.「働いてよかった大学」、三つ目に「在ってよかった大学」という社会との連携・協力に関する方針を提示している。この方針を受けて企画運営会議のメンバーの中から推進者を選定し、地域社会・市民に開かれ、社会に貢献できる大学を打ち出している。平成 24 年度は次の 5 点を挙げ、教授会等で全教職員と共有を図っている。（資料８－１）特に〈2〉〈3〉に関しては平成 23 年度より、生涯学習支援室を立ち上げた（資料８－２）。

〈1〉市内就職率 50%を維持・拡大し、市内の看護師人材の確保に寄与する。

〈2〉地域社会・市民を対象とした公開講座・各種セミナー等の開催により地域貢献を推進する。

〈3〉本学卒業生や潜在看護師の再教育・生涯教育の場としての組織体制作りを目指す。

〈4〉　本学は災害避難場所に指定されており、地域の人々にとっての役割を確認し具体的な支援対策等を検討していく必要がある。

〈5〉　地域に向けての情報発信について提案等を行う。

(2)　教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

教員の専門性を活かし、学内では公開講座、看護職のための生涯学習支援、夜間サテライト、看護研究支援、神奈川県立川崎高校福祉講座等を実施し、市民に教育研究の成果を還元している。また、川崎市内等の教育機関、医療、福祉機関等での講演、研究支援も行っている（資料８－３）。これらの参加人数は（資料８－４）に示す。

〈1〉公開講座

公開講座は開学以来継続して実施してきている。平成 21 年度からは参加型のプログラムとし、従来の外部講師への依頼方式から、本学教員が主体的に実施することにした。平成 23 年度は公募数を上回り、20 代から 90 代までの幅広い市民の参加を得ることができ、好評であった。（資料８－２、資料８－３、資料８－５）。

表８－１　過去 5 年間（平成 19～24 年度）の「公開講座」概要

年度	テーマ	講師
平成 19 年度	楽しく元気に健康管理	昇幹夫（元気で長生き研究所） 瀧澤みや子（多摩区役所） 美田誠二　（本学教授） 蔵谷 範子　（本学教授）

平成 20 年度	「食」のチカラをみがこうー知って安心・食べて安心ー	中村丁次 （神奈川県立保健福祉大学） 大沼美保子（川崎市食生活改善推進連絡協議会） 美田誠二（本学教授） 武内和子（本学教授）
平成 21 年度	みんなで守ろう！子供の安全～おじいちゃんもおばあちゃんも、お父さんもお母さんも、あなたも私も～Part1	住本和博　　（本学教授） 青柳美秀子　　（本学教授） 木村紀子他　　（本学講師）
平成 22 年度	みんなで守ろう！　子供の安全～おじいちゃんもおばあちゃんも、お父さんもお母さんも、あなたも私も～Part2	住本和博　　（本学教授） 青柳美秀子　　（本学教授） 木村紀子他　　（本学講師）
平成 23 年度	あなたの老後を健康に過ごすために ～とっておきの知識と技術～	美田誠二　　（本学学長） 西端泉　　（本学教授） 高野真由美他（本学准教授）
平成 24 年度（平成 25 年 2 月 26 日予定）	あなたの老後を健康に過ごすために Part2～	美田誠二　　（本学学長） 遠藤慶一 （川崎市歯科医師会副会長） 西端泉　　（本学教授）

〈2〉夜間サテライト

平成 18 年度に川崎市看護協会との共催で実施した看護職アンケートの結果（資料８－６）、本学の社会貢献としての研修の期待も高く、平成 19 年 10 月より、夜間サテライトを開始した。この実施には、本学の地域連携特別研究費を運用し、希望の高かったテーマを取り上げた。平成 23 年度からは生涯学習支援講座も実施し始めたため、1 コースに縮小したが、参加者からは好評を得ることができた（資料８－７）。過去 5 年間の夜間サテライトの概要（表８－２）を示す。

表８－２　過去 5 年間の（平成 19～24 年度）「夜間サテライト」概要

年度	ｺｰｽ数	テーマ	講師
平成 19 年度	2	A.「私」を育てるー明日の指導のためにー B.カウンセリングで活き活きと	青柳 美秀子　　（本学教授） 吉田章宏　　（淑徳大学） 目黒悟（藤沢市教育文化ｾﾝﾀｰ） 蔵谷 範子　　（本学教授） 吉村惠美子　　（本学教授） 武内和子　　（本学教授） 塚原眞由美　（本学ｶｳﾝｾﾗｰ）

平成 20 年度	4	A.カウンセリングで活き活きと 2 B.集団の力を知る ～ゲームを通して C.看護で自分に出会う ～カード構造化法を用いて～ D.アロマでリフレッシュ	吉村惠美子　（本学教授） 武内和子　（本学教授） 井垣竹晴（東京女学館大学） 青柳 美秀子　（本学教授） 蔵谷 範子　（本学教授） 目黒悟 （藤沢市教育文化ｾﾝﾀｰ ） 小濱優子　（本学准教授）
平成 21 年度	3	A.心理学セミナー B.姿勢と健康 C.香りとリラクゼーション	井垣竹晴（東京女学館大学） 吉村惠美子　（本学教授） 西端泉　（本学教授） 小濱優子　（本学准教授）
平成 22 年度	3	A.知ってトクするプチ“認識論”講座 B.体重、気になりませんか？ C.さわやかな自己表現 ―アサーティブコミュニケーション―	植垣一彦（本学非常勤講師） 吉村惠美子　（本学教授） 西端泉　（本学教授） 塚原眞由美　（本学ｶｳﾝｾﾗｰ） 吉村惠美子　（本学教授）
平成 23 年度	1	自分をみつめ、自分を表現する	辰巳豊　（本学非常勤講師）
平成 24 年度	1	ますます輝く毎日を　－メイクであなたの笑顔と心を豊かに－	久野 千晴　(株)ﾎﾟｰﾗﾌｧﾙﾏ

〈3〉 平成 23、24 年度「看護師のための生涯学習プログラム」

家庭内に埋もれた看護師（助産師、保健師、准看護師も含む）を職場復帰させるための支援として、また現職の看護師の生涯学習の一環として「看護師のための生涯学習プログラム」を平成 23 年度より立ち上げた。このプログラムの各コース（資料８－８）は 15 時間で全 8 コース（計 120 時間で平成 25 年前期までの予定。それ以降については評価し修正していく）とした。毎月 1 回、土曜日に実施（午前 10 時～12 時 30 分、午後 13 時 30 分～16 時）している。また、神奈川県看護協会、川崎市看護協会、川崎市医師会、聖マリアンナ医科大学、川崎市病院局の後援も受けており、講師派遣や研修場所の提供、広報等の協力を得ている。受講者からは 1 コース 5.000 円を徴収し、各コース終了時に修了書を授与している。プログラム（表８－３）終了時、毎回アンケート調査を実施しているが結果は好評であり、次回のプログラム作成時にこれを活かしている（資料８－２、資料８－９、資料８－10）。

〈4〉 その他の社会貢献

・　平成 23 年度より、川崎市看護協会と「看護研究支援プログラム」を実施し、平成 24 年からは共催の事業となった。本学教員 3 名による講義、演習、研究指導を行っている。また、文献の検索等の演習も実施し、受講期間中は図書館を開放するとともに図書の貸出ができるように調整している。

・　神奈川県立川崎高校の授業単位の一部として、福祉講座を本学で平成 14 年から開講している。8 月の夏休みの時間を活用して実施しており、参加者から本学を受験する学生もいる（資料８－11）。
・　地域の子供たちにも健康に関心を持ってもらうために、小倉小学校へ講師を派遣している。小倉小学校では、社会科見学や小倉フェスティバル 6 年生の「健康課題」への取り組みとして協力している。
・　地域医療のレベル向上の一環として看護研究指導、事例検討、管理者研修、実習指導者講習会等の講師を派遣している。特に川崎市立川崎病院、川崎市立井田病院、川崎市立多摩病院を中心に実施している（資料８－３）。
・　平成 20 年 5 月に川崎市において、神奈川県と神奈川県看護協会共催で「2009 看護フェスティバル」が開催された。オープニングイベントの「メタボを倒せ」は、本学の 2 年生と教員が参加し、好印象のパフォーマンスとなった。また川崎市看護協会主催で、毎年開催される「看護の日・看護フェスティバル」へも学生自治会員やクラブの学生たちがボランティアで参加し、行事を盛り上げている（資料８－12）。
・　本学は川崎市の災害避難場所に指定されており、避難場所として施設設備を整え、非常時の機材などの備蓄整備を行なっている。また、平成 24 年度より災害発生時に、幸区の災害時ボランティアとして本学学生の協力を得られるように幸区と連携した対応を検討している。

表８－３　看護職のための生涯学習支援セミナー概要

	―あなたのキャリアを拓くために―	
［２０１１年度］		
Ａ	看護とキャリアを語ろう	
	テーマ	担当
①	看護・医療の未来	川崎市看護協会長、本学教員
②	キャリアの新しい展開	本学教員
③	看護過程展開の今	本学教員
④	医療・看護・倫理	本学教員
⑤	明日のキャリアのために	本学教員
Ｂ	変わっていく看護技術	
	テーマ	担当
①	看護技術の科学とart	埼玉医科大学短期大学　教授
②	患者を救え	川崎市病院看護師
③	患者指導の今	井田病院訪問看護師
④	ITの発達と看護	多摩病院副看護部長
⑤	安全を守ろう	聖アリアンナ医科大学安全管理副部長
［２０１２年度］		
Ａ	もう一度“病態生理”を学ぶ	
	テーマ	担当
①	もう一つの現代病　アレルギー・感染症	本学教員
②	現代薬剤事情	川崎病院薬剤師
③	高齢者と呼吸器疾患	井田病院医師
④	医療における放射線の正しい知識	川崎病院放射線技師
⑤	救命救急二次医療	川崎病院医師
Ｂ	昔取った杵柄を思い出せ！　楽々医療処置	
	テーマ	担当
①	感染対策の基礎	感染認定看護師
②	感染対策の実際	感染認定看護師
③	吸引・酸素療法の実際	本学教員
④	採血の実際	認定看護師
⑤	静注、点滴、輸血の実際	本学教員
Ｃ	高齢者と看護	
	テーマ	担当
①	嚥下障害に対する支援	認定看護師
②	口腔ケアの実際	認定看護師
③	高齢者のフィジカル・アセスメント	専門看護師
④	認知症の病態と治療	多摩病院医師
⑤	認知症と看護	認定看護師
Ｄ	ITと仲良く付き合おう！	
	テーマ	担当
①	看護と情報	本学教員
②	看護師とコンピュータ	本学教員
③	看護とインターネット	本学教員
④	病院のIT化の実際	市立多摩病院
⑤	情報の検索	本学教員

２．点検・評価

①効果が上がっている事項

・卒業生の市内就職率は 50%を超えており、市内の看護師人材の確保に寄与している（資料１－15）。

・公開講座は開学以来継続して実施してきているが、外部講師を依頼する従来タイプから、本学教員が担当し、参加者ができるだけ主体的に実施できる参加型のプログラムに変更した。平成 21 年度よりこの新しいタイプの公開講座を開催しているが、全体を通して良かったとしている参加者が、平成 21 年度は 86%、平成 22 年度は 100%、平成 23 年度は 70%と、アンケート結果（資料８―13、資料８―14）等も好評であり、市民のニーズに貢献していると考える。

・平成 23 年 10 月から、川崎市病院局、川崎市看護協会、川崎市医師会、聖マリアンナ医科大学病院、同窓会、神奈川県看護協会の後援を得て、看護職員再教育プログラム 2 コースを実施した。21 人の参加と少数であったが、アンケート結果（資料８―14）等から、「ニーズ合っている。知識・技術が習得できた。今後に活かせる」としていた人は、全体の 90%に達しており、生涯学習の場を提供できていると考える。

・平成 23 年度より、川崎市看護協会との共催で看護研究の講義、演習を本学にて開催した。本学教員が講師を務め、また図書館の支援を受けて、受講者に対して図書館を利用できるよう配慮した。川崎市看護協会が単独で主催していた時よりも受講者も増え、アンケート結果からも好評であり、一定の成果があった（資料８―15）。

・地域貢献・特別研究費を活用し、平成 19 年度より「夜間サテライト」を実施している。各コースは 15 人～20 人程度の参加者であるが、アンケートの結果（資料８―7、資料８―16）から、「ニーズに合っている。知識・技術が習得できた。今後に活かせる」としていた人は、いずれも４点満点中、平均 3.2～3.7 点であり、高い評価を受けており、市民への貢献ができた。

・川崎市立病院等の研修、研究指導（川崎市立病院事例研究指導、川崎市実習指導者研修、新人指導者研修、その他の施設に対して研究指導、研修等）を実施し、川崎市内の看護の質の向上に寄与できた。

②改善すべき事項

本学は災害避難場所に指定されており、地域の人々にとっての災害時の役割を再確認し、具体的な支援対策等を検討していく必要がある。備蓄品、毛布は整備しているものの、体育館の照明がなく昨年の震災時には問題となったことも含め、設備の整備を図る必要もある。また、関東地方直下型地震等に備え、川崎市幸区と協働し、災害直後並びに 4 日目以降の教職員、学生ボランティアによる地域住民への災害対策システムを検討している。

３．将来に向けた発展方策

基礎看護教育を再教育する機関として、また卒後教育をさらに充実したものにするため、川崎市内医療機関、川崎市看護協会などの専門職能団体との協働を今後も強化していく必要がある。平成 23 年度から立ち上げた生涯学習支援室を中心に、地域の要求を加

味した講座の運営を通してより地域社会に貢献していかなければならない。

４．根拠資料

８－１　2012(平成 24)年度　企画運営会議の活動目標
８－２　2011(平成 23)年度　生涯学習支援室活動総括
８－３　2011(平成 23)年度　年報　（既出７－10）
８－４　社会連携・社会貢献　公開講座の開設状況
８－５　川崎市立看護短期大学　公開講座ちらし
８－６　川崎市看護短期大学紀要 13 巻第 1 号 p63-p68. 2008
８－７　川崎市看護短期大学紀要 14 巻第 1 号 p103-p108. 2009
８－８　「看護展望」vol.36 no.9 p57-61. 2011
８－９　2011(平成 23)年度　川崎市立看護短期大学　看護職のための生涯学習支援講座
８－10　2012(平成 24)年度　川崎市立看護短期大学　看護職のための生涯学習支援講座
８－11　川崎市看護短期大学紀要第 14 巻第 1 号 p117-122. 2009
８－12　自己点検・評価報告書　2009(平成 21)・2010(平成 22)年度　（既出１－10）
８－13　平成 21 年度、22 年度　広報委員会　第 10 回会議録
８－14　平成 23 年度生涯学習支援室　第 10 回会議録
８－15　社団法人川崎市看護協会　研修会・講演会実施報告書
８－16　川崎市看護短期大学紀要 17 巻第 1 号 p55-p64. 2012

第９章　管理運営・財務

第１節　管理運営

１．現状の説明

(1)　短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

管理運営のための教育研究組織及び事務組織として、学長の下、教育研究組織の学科には学科長を置き、事務組織には事務局長、総務学生課長を配置し、取り組むべき課題をより具体的、速やかに担えるように一元的な組織化が図られている（資料９(1)－１ p.1)。教授会は最高意思決定機関として、議長となる学長をはじめ、学長を補佐する学科長、教授、准教授、講師及び事務局により運営され（教授会規程第２条２項の組織を除く)、助教の傍聴により全教員に審議・報告事項が周知されている。また、各委員会・会議等を介して重要事項は教授会において審議・報告され、効果的な意思決定が行える組織形態となっている（資料９(1)－２ p.83- 84-3)。

組織上、教授会の他に、学長の下に、学長自ら議長・会議長・委員長となる企画・運営に関する企画運営会議、学内の個人情報の適正な取り扱いを所掌する個人情報保護管理委員会、実習施設連絡会議、保健会議、勤務評定委員会があり、また学長直属として自己評価委員会、研究倫理審査委員会が設置されている。

学長は学長予定者の選考に関する規程に示される学長の資格要件を踏まえ、選考規程施行細則に則り学内選挙により選考される（資料９(1)－３ p.42-44、資料９－(1)－４ p.45-58)。学科長は学科長選考規程（資料９(1)－５ p.59-60）に則り選考されている。

平成 23 年４月からは、学長が本学設置目的を踏まえて新たに三つのスローガン、「入ってよかった大学」、「働いてよかった大学」「在ってよかった大学」を掲げ、本学のめざす方向性、管理運営の方針を公表している（資料１－１ p.2、資料３－６)。これらスローガンは明文化され、本学の組織目標として市（管轄の副市長）の承認を受けるとともに、学長・事務局長・学科長・並びに各委員会／会議の長の教職員から構成される企画運営会議においては活動目標の柱として各スローガンの推進者を決め、年間活動計画の策定に反映させつつ実施している（資料９(1)－６、資料９(1)－７)。これら管理運営方針については、短期大学構成員には教授会・年度当初実施している新構成員対象のオリエンテーション（資料９(1)－８）等にて周知を図るとともに、平成 23 年度からは教員に対して学長面接を実施する中で理解の促進、確認を図っている（資料３－８)。

(2)　明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本学の管理運営に関しては、学校教育法第 92 条(職員)・93 条(教授会)及び短期大学設置基準第 22 条の２(学長の資格)等を踏まえつつ、本学設置根拠である川崎市立看護短期大学条例に則り、学則、事務分掌規則、事務決裁規程のほか、教職員の人事・服務、各委員会・会議等の諸規程や学生教育に必要な履修規程、施設使用規程、学生福利厚生等の各種規程が整備・明文化されており、ウェブサイトでの諸規程閲覧も可能となっている。

実際の管理運営がすすめられていくなかで種々の意思決定が求められるが、本学構成

員である学生、教員、事務職員、学外者等のニーズの把握は、直接的・日常的コミュニケーション、アンケート調査、各委員会・会議の所掌事項に沿った活動等を介して行われている。聴取・把握されたこれらニーズの分析・提案等は企画運営会議ないし教授会の報告・審議事項としてあげられ、最終的には教授会における議決・了承を得ることにより管理運営に反映されている。企画運営会議では設置者である川崎市や学外関係者との情報交換･意思疎通等をより迅速・効果的に行えるよう事務局長を主要構成員に配し（資料９(1)－９ p.85-87)、事務局の管理運営への積極的な関与と円滑な連携による機動的な活動を可能としている。

最高意思決定機関である教授会において､新たに平成 23 年度から学長方針により事務局長、助教の発言が随時許可されており、幅広い構成員が本学の諸活動等により深く関わり、より深い理解が得られるようにしている（教員人事に関する教授会規程第 2 条 2 項は除く)。

(3) 短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。

本学の事務組織として、事務局に総務学生課があり総務係と学生係がある。また図書館に図書館長を除いた図書館担当職員が配置されている。事務局職員の配属は、市の定期的な人事異動で決定されており,現在、正規職員 10 人及び非常勤職員 6 人の配属状況になっている（資料９(1)－10 p.12)。事務局職員及び図書館職員は分掌規則に定める、施設の維持管理に関すること､教授会や学内委員会等に関すること､規程に関すること、研究事務に関すること、学生の入学・退学・卒業及び学籍に関すること、教育課程及び授業に関すること、学生の厚生及び保健衛生に関すること、学生の課外活動に関すること、公開講座に関すること、その他学生及び学生団体に関すること、図書及び資料の管理に関すること、などを教員と共同して教育研究活動の支援事務を分担している（資料９(1)－11 p.18-19)。また、事務局職員が、企画運営会議、自己評価委員会、個人情報保護管理委員会、情報システム運用委員会、生涯学習支援室、並びに教授会下部組織である入学試験委員会等の構成委員として参画し、本学の目的達成に向け支援する体制を敷いている（資料９(1)－12)。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務局並びに図書館の課長・係長による会議を毎月 1 回程度開催し、市政や大学全般における事務局の課題を中心に問題の共有化を図り、事務局職員間の連携・調整を密にするように努めている。事務職員の研修については、市が主催する職員研修や階層別研修への参加や､学内におけるＦＤ・ＳＤ研修への参加を促し､資質の向上に努めている。また、大学の管理運営という一般の行政事務とは異なる特性を有する業務に従事し、適切かつ効率的な業務を遂行していくため、専門研修として、全国公立短期大学協会主催のセミナー、文科省主催の科学研究助成事業の実務担当者研修、など各種研修にも参加できるようにしている（資料９(1)－13、資料９(1)－14)。入学試験委員会・企画運営会議等での所掌事項はじめ、大学案内、各種パンフレット作成など、大学広報活動などでは事務局からの発案・アイデア等が積極的になされ、検討・採用に至ることにより意欲

の向上につながっている。

非常勤保健師に対しては、医学系教員が保健医療関係の図書、最新医学情報・資料等の提供を行い、知識の向上に資している。

２．　点検・評価

①効果があがっている事項

学長の提示したスローガンは、各委員会・会議の活動目標に組み込まれており、また、学長面接においても確認することができ、学内で周知されてきているものと評価できる。

各委員会・会議等の所掌事項に対して、これまでのノウハウが次第に蓄積されてきており、当該事項に関する教授会における審議プロセスは簡潔になり、以前に比して審議に要する時間は相対的に明らかに短縮されてきている。助教の傍聴は実習期間に重なるなどの特別な事情を除きなされており、情報の共有・理解は概ね図られている。

また、事務局と教員が共同して教育研究活動の支援事務を分担することで、スムーズな管理運営が行われていると判断される。

②改善すべき事項

本学は、川崎市を設置者とする公立短期大学であり、市の財政逼迫の影響から、事務局職員の人員削減が行われており、従来よりも少ない人員で業務をこなさなくてはならない現状にある。人員増は難しい状況から、業務仕分等による無駄な業務の削減や、より効率的な運営によって教職員の負担を軽減していく必要がある。

また、川崎市の職員の異動サイクルによって学内事務局職員が異動してしまうため、業務の熟練・引継ぎに難しさがあるのは課題である。大学の管理運営という一般の行政事務とは異なる特性を有する業務であることを考慮して、より専門性が担保できるような人事上の配慮も必要だと思われる。

３．将来に向けた発展方策

①効果があがっている事項

管理運営に関して、これまでも事務局と教員が共同して教育研究活動の支援事務を分担することにより、円滑な運営を支えてきた。それぞれの長所・特性を生かして連携・協力していくことが、今後とも大切だと思われる。

②改善すべき事項

市全体の方針に伴い不可避な事務局の人員減に対応する上からも、また、より効率的な管理運営という観点から、これまでも事務局組織、学内委員会等を再編してきた経緯がある。今後も時代の要請に応じつつ本学の目的を遂行していくために、担当業務や学内委員会等の組織を見直していく必要性に変わりはない。

４．根拠資料

９(1)－１　川崎市立看護短期大学組織図　（既出２－４）

９(1)－２　川崎市立看護短期大学教授会規程（申合せ事項①、内規①を含む）

９(1)－３　川崎市立看護短期大学学長予定者の選考に関する規程
９(1)－４　川崎市立看護短期大学学長予定者選考規程施行細則
９(1)－５　川崎市立看護短期大学学科長選考規程
９(1)－６　2012(平成 24)年度　組織目標　市立看護短期大学
９(1)－７　2012(平成 24)年度　企画運営会議目標
９(1)－８　2012(平成 24)年度　新任教職員オリエンテーションについて
９(1)－９　川崎市立看護短期大学企画運営会議規程
９(1)－10　2011(平成 23)年度　年報　（既出７－10）
９(1)－11　川崎市立看護短期大学事務分掌規則
９(1)－12　2012(平成24)年度　委員会等構成一覧
９(1)－13　2011(平成23)年度　第42回公立短期大学事務職員中央研修会
９(1)－14　文部科学省研修会＜平成25年度科学研究費助成事業公募要領等説明会＞

第２節　財務

１．現状の説明

(1)　教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、川崎市を設置者とする公立短期大学であり、入学選考料、入学料、授業料等の収入の他、川崎市の一般財源からの繰り入れにより安定した収入が確保されていることから、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入を継続的に確保している。

予算については、平成23年度ベース（資料９(2)－１）で、自己収入にあたる入学金・授業料等を基にした特定財源が127,243千円で、支出の579,118千円と比較すると、自己収入は支出の約22パーセント程度という状況である。一方、市税からの収入に当たる一般財源が451,875千円あり、自己収入と合わせた収入の合計が579,118千円となって、支出総額を賄っている。

支出の内訳についてみると、人件費（教職員給与等）が425,159千円と、全体の約73パーセントを占めている。その他の支出としては、教育研究費が35,202千円で約６パーセント、そのうち学生経費が21,929千円で約４パーセントとなっている。施設整備費が2,104千円で約0.3パーセント程度と少額だが、実際の施設の老朽化対策には、今後大幅な予算を計上しなければならないと見込まれる。

(2)　予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

本学は､川崎市を設置者とする公立短期大学であるため､年間の歳入歳出については、川崎市議会で審議・議決を経て確定した後、法令に基づき告示により市民に公表されている。

予算策定の段階で、地方自治法及び財務会計規則等に基づいて、市の予算編成過程を経て編成され、市議会において議決されており、その執行の段階では、会計制度に従って事務局で一括管理をし、教員からの要求に基づき事務局で発注処理をしている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると言える。

２．点検・評価

①効果があがっている事項

本学は川崎市が設置・運営母体であるため、市の一般財源から安定した収入を確保している。このことは、教育研究活動にとっても安定的・経常的な活動を保証するという優位性につながっている。

また、市の予算が川崎市議会で審議・議決を経て確定することや、法令に基づき告示により市民に情報開示されていることによって、透明性を保証するという利点を有している。

②改善すべき事項

公立短期大学であることは、財政的基盤に一定の安定をもたらす一方で、市の財政逼迫の影響は避け難い面もある。予算が極端に大きく削減されることはないものの、年々

マイナスシーリングになっていて、無駄のない予算執行が恒常的に求められる。

平成24年度予算に対しては、人件費等を除いた事業経費に対して、経常経費部分で7.5パーセント、その他の部分で10パーセントのマイナスシーリングであった。必要な備品や工事費用に対しても、十分な予算が編成されたと考えるには厳しい面もあった。特に平成24年度は設備の老朽化による機器故障が相次いだため、必要な費目の予算が不足してしまった。しかし、そのような予算不足の状況の中でも、必要な工事に対しては、上位部局から緊急整備費が拠出されて、必要な工事を行うことができた。より大きな予算の中で融通が可能な公立のメリットといえる。しかし、予算は確実に縮小していることを肝に銘じ、予算面でもより一層の工夫が必要である。

３．将来に向けた発展方策

①効果があがっている事項

公立の短期大学であることを最大限に生かすとともに、将来的な４大化へ向けての運営主体の検討についても、財政的な基盤の安定を生かした形での移管の検討を進めることで、教育研究活動や透明性を保証していくことができるものと考える。

②改善すべき事項

これまでも、市の財政逼迫の影響は受けており、適切な予算の縮減の中で対応してきたが、恒常的なマイナスシーリングが想定される中で、無駄なもの、効果が上がらないもの、優先順位の低いものの仕分けを行っていく必要性がある。

４．根拠資料

資料９(2)－１　財務計算書類（様式３）

第 10 章　内部質保証

１．現状の説明

(1)　短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する責任を果たしているか。

本学は、教授会、教授会の下部組織である５委員会（教務委員会・入学試験委員会・実習調整委員会・学生委員会・図書委員会)、学長直属組織として企画運営会議・自己評価委員会・研究倫理審査委員会・保健会議から構成され、さらに企画運営会議の下部組織として個人情報保護管理委員会・情報システム運用委員会・生涯学習支援室が設置されている。年度当初に学長から教職員の役割分担が報告される。教授会、企画運営会議は学長が、各委員会その他の組織はメンバーによる互選で委員長が決められる。年度初めに責任者は組織ごとに活動目標を設定し、毎月その進捗状況を審議、確認する。自己評価委員会は、年度末に各組織で作成した活動総括を収集し、これを取り纏める。前年度からの課題を含め、これをどのように改善し、対応したのか。さらに次年度に積み残す課題や今後検討を要す課題を明確にし、２年ごとの自己点検・報告書として纏めている。平成 18 年度には、独立行政法人「大学評価学位授与機構」による外部評価を初めて受審し、「短期大学評価基準を満たしている」との認証評価結果を得ている。

また、教育活動、学生に関する状況、教員の研究活動、大学の地域貢献などに関する活動は、年報として毎年纏めている。教員の研究活動の成果として、紀要を発行し研究論文が約 10 編掲載されている。この研究論文は必ず二人の査読者の評価を受けて、掲載されるものであり、研究内容の質も十分評価されたものである。

年報は開学以来毎年、自己点検・評価報告書は６巻、紀要は 17 巻発行し、直接関連機関（約 250 機関）へ配付、公表し、社会に対する責務を果たしてきた。

これらの成果物は、アドミッションポリシーを満たす志願者を受け入れ、高齢化、多様化が進む社会において、ますます高度化、専門化する医療現場で実践力の豊かな看護師を輩出できているのか自問しながら点検し、教職員一同でとりまとめたものである。

また、平成 22 年６月の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が交付され、さらに大学は公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすという観点から、教育研究活動の状況を公表する義務を負うことになった。これに対処すべく本学においても、ホームページのトップページに「教育情報の公表」（資料 10－１）という窓口を設け、分かり易く学校教育法施行規則第百七十二条の第一項に定められた九つの項目について情報を公表している。

(2)　内部質保証に関するシステムを整備しているか。

自己点検・評価は、PDCA サイクルを確立し、教育研究組織・事務組織を含め全学的に質の向上にむけた改革・改善プログラムを策定し実施することである。このためには、本学教職員が総力をあげ、客観的な視点から自己点検評価するとともに、第三者による定期的な評価を改革・改善への解決策策定への糧として、今後の大学運営の戦略に反映しなければならない。この役目を担う自己評価委員会の責務は極めて大きいものと自覚するところである。現在方針として明確に謳ったものはあげられないが、自己評価委員

会では、目標として「設置目的に基づく教育理念を実践し、その成果を上げているか自己点検・評価を行い、短期大学としての質の保証と質の向上に向けた自律的な活動を実施する」を掲げている。自己評価委員会は、年度初めに各委員会に活動目標を提出させ、前年度までの課題・問題点を明確にするとともに、具体的な活動内容を明示させ、年度末に活動目標がどの程度達成されたかを総括として報告させている。同時に改善できなかった課題、問題点も提示させ、次年度の委員会活動に引き継がせて、２年ごとに検証するとともに報告書として公表している。所掌する委員会が不明な課題、あるいは全学的な課題、さらには緊急を要する課題等に対しては、学長を会議長とする企画運営会議で諮られる。また、大学の運営方針としての学長スローガンを実施すべき組織としても企画運営会議が充てられる。

さらに、学校教育法第 109 条第 2 項に基づく第三者認証評価に対しては、平成 18 年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による短期大学機関別認証評価を受審した。

平成25年度は政令で定める期間毎の受審に相当する7年目にあたるため、現在受審の準備にあたっている。

また、個人レベルにおいても、教育公務員特例法第20条に基づき、学長による勤務評定が実施され、学長も副市長により評定される。教員勤務評定規程第3条により毎年１回定期に実施される。全教員は、評定項目について自己評価申告書（資料10－２ p.65）を提出し、学長面接を受け、勤務評定報告書（資料10－３ p.66）が作成され、最終的に１から５の五段階で相対評価を受け、給与に反映される。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学は川崎市健康福祉局に属し、他の公立大学のような法人評価組織を独自には持っていない。

本学における中・長期的な管理運営に関する方針は学長・学科長・事務局長・総務学生課長４名の幹部会議、及び企画運営会議で審議される。

大学を取り巻く環境も激変しつつある。18歳以下の人口減少が続く中、また「大学全入時代の到来」といわれる状況下、短期大学は４年制大学へと急速に移行（本学は看護領域で全国唯一の短期大学）しつつある。さらに平成22年4月より保健師助産師看護師法が改正され、基礎看護教育の基本は4年制と明言されたことから、本学の将来構想を検討することが喫緊の課題と成った。平成21年3月25日に「川崎市立看護短期大学あり方検討委員会設置要綱」をもとに学外有識者7名による委員会が設置された。4回の審議を経て平成22年3月に今後のあり方に関する報告書（資料10－４）が市長に報告された。報告書には、「今後求められる高度・専門的な医療に対応できる看護師の要請とこれら人材養成のための高等教育機関として看護大学の必要性及び当短期大学の現在おかれている状況や今後担うべき役割等を検討し、川崎市立看護短期大学を大学とすることが望ましい」と結論づけられている。この委員会の答申は、市長・健康福祉局長をはじめ本学教職員一同真摯に受け止めるものとなった。

平成 13 年以降２年ごとに自己点検・評価報告書を６巻発行し、平成 18 年度には、独立行政法人「大学評価学位授与機構」による外部評価を初めて受審し、「短期大学評価基準を満たしている」との認証評価結果を得ることができた。この中で改善を要する点と

して、「看護実践能力を育成する看護学科に必要な専任教員は確保されているが、平成15年度以降の3年間に常勤の教員総数のほぼ6割が転出しており、その補充は行われているものの、転出の事由は別として、継続的な教育研究の実施に向けた基盤の確立のためにさらなる努力が必要である」、「教員の採用や昇任における教育上の指導能力の評価方法等については、必ずしも十分とは言えない」、「各学年において必要単位未修得者数が多い状況に対する対策が十分とは言えない」が挙げられた。

これらの評価・指摘に対しては、自己評価委員会ならびに学長をリーダーとする企画運営会議･教授会を中心に全学的に情報共有、共通認識を持って改善に向け取り組んできた。教員の異動(定年退職を除く)に関しては、平成20年度以降の5年間で計12人(このうち助教5人・常勤教員の40%）にとどまり、継続性を維持した教育研究が実施されている。教員の採用・昇任については、平成23年度から従来の評価の視点に新たに学生教育力、意欲･適性、他教職員との連携、アピールポイント等を盛り込んだ新審査票により評価点を付与する方式に改善された。職位に応じた教育指導力・教育研究への抱負等を評価するための昇任審査では自己アピール・プレゼンテーションを必須とした。今後は採用審査でも適宜導入して客観的かつ適切な評価方法を確立する所存である。

学生の必要単位未修得者への対応に関しては、履修規程10条(進級等)の見直しを行った。すなわち進級して新たな科目を履修する機会を与えつつ、再履修を要する科目の確実な勉学機会を確保する観点から進級要件を変更した。必修科目の不合格科目が2科目以内(平成19年度～平成22年度入学生)、その後1科目以内(平成23年度入学生～)の学生に進級可能性を残した。必要単位未修得者数は年度により変動がみられるが、より重視すべきは学生の教育環境の確保、学力の定着を図ることと認識している。

教職員のモチベーションを高く維持するためには、資質能力や実績が適正に評価されなければならない。適正に評価されることにより次の教育活動への意欲を向上させ、さらに高い教育目標の達成をめざすことが可能となる。勤務評定における自己評価申告書は1年間の教育研究活動を総括するものであり、教育・研究・社会貢献・入学卒業対策・管理運営・特色ある活動等に対する実績アピールに加えて、平成23年度からは指導力・企画力・判断力・知識・積極性・責任感・研究心・表現力等の能力について教員自身が能動的に自己アピールする機会が文書･面接の場で与えられる。さらに学長面接により、教育・研究・委員会活動・学生指導等につき幅広い双方向コミュニケーションが図れている。

以上、内部質保証システムを適切に機能させるためには、学内外で発生する情報の共有が重要となる。すなわち、教育・研究・管理運営面での学内情報の一元化は極めて重要である。そこで、平成21年4月に導入した学内ネットワークの総合管理システムにファィルサーバを新設した。従来紙ベースの規程、委員会議事録や行事、画像データなどもできる限り一元的に情報を管理することにした。この運用により情報検索が極めて容易になり、委員会の連携、総括、引き継ぎなどが、効率の良く実施できるようになった。

なお、本学におけるかかる情報のうち特に個人情報に関する取り扱いについては、川崎市個人情報保護条例・同施行規則、川崎市職員の保有個人情報の取扱い等に基づく川崎市立看護短期大学個人情報保護管理委員会規程の規定に沿ってなされているところである。

２．点検・評価

①効果があがっている事項

本学は開学以来、毎年年報を発行するとともに、平成 13 年以降２年毎に自己点検・評価報告書を６巻発行している。さらにホームページのトップページに「教育情報の公表」という窓口を設け、学校教育法施行規則第百七十二条の第一項に定められた九つの項目について公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。

②改善すべき事項

自己点検・評価を改革・改善に繋げるためには、毎年 PDCA サイクルを着実にまわしていかなければならない。本学は看護科のみの単科の短期大学であり小回りはきくが、総合大学と遜色のない運営・管理機能を持たせるためには、組織図に示した委員会活動が重要となる。少ない構成員でこれを実現するためには、教職員が複数の委員会のメンバーに所属し、その責務を果たさなければならない。この負担は少なからず大きく、特に臨地実習が始まると看護系教員は大学に不在となり、開催日時も制限され、弾力的な委員会運営は容易ではない。また、研究面においても、実習施設が本学近隣になく、かつ川崎市内に点在しているため、臨地実習後大学へ戻り日々研究を継続することは容易ではない。さらに本学の警備システムは、午後 10 時以降自動警備となるため、すべての学生、教職員は退室を余儀なくされる。当然、図書館利用などにおいてもこの時間的制約を受け、時間的に持続した教育・研究活動の自由空間を得ることはできない。これを改善するためには、大学運営の抜本的改革が必要となる。また、災害発生時においては、危機管理を所掌する委員会がないため、即時対策を要すときは、学長、学科長、事務局長、総務学生課長の４人で臨機応変に対処せざるを得ないのが現状である。

事務局の管理・運営においても、教務、入試関連の専属スタッフを配置することは困難なため、機能的な運営は容易ではない。これは、川崎市健康福祉局傘下で事務職員が３年毎に異動するためである。事務処理の内容も本庁業務と異なり大学特有のもののため、本学へ配属になった場合、前任者とスムーズに引き継ぎが短期間で実施するのは容易ではない。１年間の行事を通して教務、入試の事務内容に慣れても、ほぼ３年目には他部署へ異動する。同じ業務間での人事異動ではないため、効率のよい事務局の運営・管理を阻害していると言えるが、本学が健康福祉局傘下に位置する限りいたしかたのないことなのかもしれない。しかし、ミスが許されない入試事務だけでも、専属の人材育成・確保が必要と考えられる。

PDCA サイクルを確実に回していくためには、委員会活動、ＦＤ・ＳＤ研修などを通し、全教職員一丸となって本学の改善・改革に向け進まなければならない。

３．将来に向けた発展方策

①効果があがっている事項

大学を取り巻く社会環境は一段と厳しさを増し、公立の看護短期大学として唯一存在する現状をどのような方向に将来舵をとるべきなのか、その岐路にたっているものと認識する。平成21年3月25日に「川崎市立看護短期大学あり方検討委員会設置要綱」をもとに学外有識者7名による委員会が設置され、平成22年3月に今後のあり方に関する報告書

が市長に報告された。報告書には、「今後求められる高度・専門的な医療に対応できる看護師の要請とこれら人材養成のための高等教育機関として看護大学の必要性及び当短期大学の現在おかれている状況や今後担うべき役割等を検討し、川崎市立看護短期大学を大学とすることが望ましい」と結論づけられた。中・長期的に内部質保証システムを機能させ、本学の将来構想を考えるならばこの方向性が望ましいという見解が示されたわけで、この実現へと歩み始めなければならないと考える。

②改善すべき事項

独立法人化された公立大学では、毎年の第三者を含めた自己点検・評価の改善を要する内容を６年毎の中期計画に盛り込み、その実現の進捗状況を短・中期的に厳しく検証している。本学においては大学局といった独立した組織ではなく、健康福祉局のもとに管理・運営されているため、単独で推し進めることができない現状にある。将来構想に関しても現在まで二度も検討され、三度目の今回の検討委員会結論は、真摯に受け止め４大化実現に向けて加速されることを期待するところである。経済状況が低迷する中、大学を卒業しても就職がままならない他学部、学科に比べ、看護師不足である現状においては、国家試験による看護師免許を取得すれば、卒業時点までに就職先が決まらないことはない。よって、志願者数の減少がみられない看護大学、看護学部、看護学科の開設が関東近隣において顕著に認められる。名門私学においても十分な在学生を確保する上でも同様の傾向が認められる。この状況下でアドミッションポリシーを満足する学生を確保することは容易ではない。一般入学試験受験生は、四年制大学への滑り止めとして本学を選択している者も多く、合格者の辞退者数が半数までに及ぶことがなかなか改善しない大きな問題点である。平成 24 年度前期において留年生が既に７人確定しており、従来になく学力の低下傾向も現れてきたのではと危惧している。少子化による受験者数が減少する中で、高等教育を取り巻く環境も極めて早いスピードで変化しており、生き残りをかけて大学運営も舵取りしなければならない。

４．根拠資料

10－１　教育情報の公表　（大学ホームページ
http://www.kawasaki-nursing-c.ac.jp/home/hp/teacher/mokuteki.htm）（既出１－12）

10－２　川崎市立看護短期大学学則　（既出１－７）

10－３　川崎市立看護短期大学学則　（既出１－７）

10－４　川崎市立看護短期大学の今後のあり方に関する報告書　（既出３－21）

第 11 章　特色ある取り組み

１．現状の説明

(1)　施設訪問

本学は看護科のみの短期大学であり、卒業後の医療施設との関連は他大学と比較し、極めて密な関係にある。特に川崎市立の三病院（川崎病院、井田病院、多摩病院）は在学生の主な実習機関であり、卒業生の半数以上がこの三病院に毎年就職している。また、神奈川県下、東京都下の施設においても、卒業生の動向や施設における勤務・活動状況を把握することは重要である。毎年、訪問先施設を検討し、担当教員を決め 12 月から２月末の間に施設訪問を実施している。訪問時の質問内容は、「卒業生の職場環境への適応状況」、「施設側からみた卒業生の特徴」、「本学の看護基礎教育に対する意見・要望」、「採用方針・採用計画」、「新採用看護師に対する継続教育計画」などを教育担当者から聞き取り、報告書（資料 11－１）にまとめ、施設訪問結果を教職員間で共有し、在学生への教育、就職指導に役立てている。

(2)　担任制

看護においては患者とのコミュニケーションは何よりも重要であり、時としては非言語的な内容の訴えを汲みとることも必要となる。実習が始まると、患者とのコミュニケーションに不安を抱き、大きなストレスを感じ落ち込む学生も少なからずいる。履修においても、他大学に比べ、進級・卒業要件は厳しく、昨今の経済状況も関与し、悩みを抱える学生が多い。そこで本学では、気軽に教員に相談できる担任制を採用している。即ち１・２年生においては、教員二人が 10 人程度の学生を受け持ち、３年生は看護師国家試験に関してきめ細かな指導ができるように、看護系教員が一人で５人程度の学生を受け持つ。この担任制により、学生生活、看護師国家試験、卒業後の就職など気軽にきめ細やかな相談を受けられる体制をとっている。

(3)　生涯学習支援

本学では平成 18 年度に川崎市看護協会と共同で、川崎市の看護職に対し学習ニーズ調査を実施した。その結果、学習ニーズが高いことが判明し、教育研究の一環として、看護職を中心とした市民向けに、「夜間サテライト」セミナーを平成 19 年度より実施している。この結果の詳述は第８章１の(２)に示しているが、受講者から好評を得ている。

さらに、平成 23 年には、学内組織として「生涯学習支援室」を設け、10 月より看護職員に対し、「明日のキャリアのため」の生涯学習支援講座を企画し実施している。厚生労働省は平成 22 年 12 月に第七次看護職員需給見通しに関する報告書を出しているが、看護師不足は全国的に慢性状態にあり、看護職員離職防止、未就業看護職員の再就業促進が課題となっている。看護職への復帰志向が高い潜在看護職に対して、就業条件、研修ニーズ等の多様化への配慮、個別の相談支援や多様な再就業研修体制の整備などが課題として挙げられている。多くの県や市、看護協会、病院、大学等は協同でまたは独自に、未就業の看護職員が安心して復職できるように臨床実務研修会を提供し、求人・求職情報の提供や紹介などを実施している。

本学は、川崎市唯一の公的看護師養成機関であり、看護師の教育機関としての人的、物的資源も整っている。また、文部科学省は大学の責務として広く社会に貢献することを第三の使命として「社会人学びなおしのためのプログラム」の開発を促進していると

ころであり、120 時間を修了した者に対して学長が「修了書」を出して認定できるとしている。これらのことから川崎市に限らず、広く看護職を対象に生涯学習の場を提供すべきと考える。現在 2 コース各 30 時間で、毎月 1 回、土曜日に開催している。平成 24 年後期Ａコースは募集人員を上回る応募があり、また内容についても受講者から好評を得ている。

２．点検・評価

①効果があがっている事項

施設訪問の結果から、卒業生は就労施設において評判も良く、はや開学以来 17 年が経過した現在、管理職につく者もでてきているという現状を詳しく把握することができ、在学生に対しての将来目標となるものを明示できるようになってきた。また、きめ細かな担任制による学生への関わりにより、精神的な安定感、成績の向上、看護師国試合格率の改善に繋がるものと考えられる。

②改善すべき事項

学生にきめ細かく関与することは良いことであるが、関わりを持ちすぎると依存心が強く、主体性・積極性を育成することが困難となる懸念があり、教員の教育力の向上、コーチング能力の獲得等の必要性が考えられる。

３．将来に向けた発展方策

川崎市立の三病院における看護師の卒業学校別の割合をみると、平成 19 年度における大学・大学院出身者は、わずか 3.4％であった。しかし、平成 21 年度の大学出身者の割合が 20％を越える高学歴傾向を示すに至り、また今後、認定看護師や専門看護師の役割と活用が想定される現状を考えれば、本学の担う役割も４大化へ移行せざるを得ないものと考える。

４．根拠資料

11－1　2011（平成 23）年度　施設訪問報告書概要　（既出４(3)－３）

終章

本学の教育理念の骨子は、専門的知識に基づいた的確な判断力・健康支援のための看護実践力を有し、生涯にわたり専門性を追究し、地域社会に貢献できる人材を育成することである。この理念に基づき具体的にどのような能力を養うのかを明確に五つの教育目標としてかかげ、平成 10 年 3 月以来、平成 24 年３月までに 1132 人の卒業生を輩出してきた。

卒業生が看護師として第一線で活躍している事実､川崎市内への就職率も毎年過半数(平成 23 年度 53%）を超えている結果を踏まえると、設置目的にもとづく教育理念・教育目標が周知され、地域医療に貢献できているものと考えられる。

教育内容については､五つの教育目標がどの程度達成されているのか到達目標を設定し、アンケート調査した結果からも､「達成できた」､「ほぼ達成できた」と回答しているものが大勢を示し、また、教員に対する思いも、ほとんどが良好な意見であった。

卒業後は１割程度の進学者を除くと、看護師として医療施設へ就職するため、他大学における卒業生と一般企業との関連よりも、在学時の実習施設としての役割をも考慮すると明らかに本学と医療施設間では強固な関係を維持することとなる。卒業生の活動実態や医療施設からの教育内容、要望などを調査し、これらを日頃の教育活動にフィードバックをかけ、さらにこれらの情報を在学生への教育に反映することは極めて重要である。施設訪問による教育担当職員からは、卒業生は素直で思いやりがあり、アセスメント能力、技術面でも満足しているとの評価を受けている。一方コミュニケーション不足、言葉遣いが気になる、消極的というような問題も指摘され、これらに関してはＦＤを通して改善に取り組んでいる。

少子化による志願者数が減少しているものの、新設大学、新学部の開設など受け入れる大学数は増加しており、大学全入時代の到来とも言われている。大学を卒業したものの就職ができない他大学や他学部に比較すると、幸いにも看護の領域、とりわけ本学は現時点においてこの影響は少ないとも受け止められる。

しかし、看護系の大学、学部が神奈川県下、都下で新たに開設される傾向にあり、志願者を取り合うことになるのは明白である。一般入学試験志願者は本学を滑り止めとして選択する者が多く、推薦入学試験合格者の学力レベルも低下する傾向にあり、指定校推薦による入試を平成 23 年度より開始したものの、志願者数は伸びていない。社会人特別選抜志願者数は定員の８倍前後で推移しているものの、就職後の早期離職者が目につく傾向にあり、現状をただ維持するだけではじり貧となる危機感を持たざるを得ない。

平成21年3月25日に学外有識者による本学のあり方検討委員会からも｢今後求められる高度・専門的な医療に対応できる看護師の要請とこれら人材養成のための高等教育機関として看護大学の必要性及び当短期大学の現在おかれている状況や今後担うべき役割等を検討し、川崎市立看護短期大学を大学とすることが望ましい」と市長に報告された。

実践力があり生涯前向きに学び続ける看護師を輩出していくためには、３年という時間軸で実現することに無理がきているのではなかろうか。限られた選択科目の中、一科目を超える未修得科目があると進級できず、実習時の記録に追われる状況下で、本当に実践力のある看護師を育成するためには、自ら行動に移す前に、熟考する時間的余裕が必要となる。旧カリキュラムにおいては、卒業研究に近い看護研究Ⅱという科目があり、約半年か

けて、自ら課題を決め、データ、文献などの資料を収集し、12 月末に教職員、在学生の前でフォーマルな出で立ちで発表する機会があった。少なからず自主的にかつ積極的に進めないとその単位を取得することができなかった。解答が未定で、ゴールが見えない課題に取り組み、大きな壁を乗り越えたときの充足感を味わう経験を少なくとも学生時代に一度は経験することは、極めて重要であり生涯学習へと繋がる礎にもなるものと考える。１年という時間の延びが、心の余裕と主体性を喚起し本当の実践力をつけるためにも、本学の４大化は重要であり、喫緊の課題と考えざるを得ない。

今後も川崎市民の大学として充実・発展していくために、今回の外部評価を真摯に受け止め、教職員一同努力する所存である。